

第3章 地震災害応急対策計画

第1節 初動対応計画

第1 職員の参集・動員

町及び各機関は、町内において地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務にあたる。

【留意点】

- 参集基準の明確化及び周知徹底
- 動員のための情報連絡手段の確保

- | |
|---------------------|
| 1 職員の動員・配備体制の基準及び内容 |
| 2 職員の動員・参集 |

1 職員の動員・配備体制の基準及び内容【町】

- 職員の参集基準は、以下のとおりとする。
- 災害発生時に参集の遅れや混乱が生じないように、内容の周知徹底に努める。

【職員の動員・配備体制の基準及び内容】

区 分		基 準	配備対象職員
連絡体制	連絡配備	①町内で震度4を観測したとき【自動配備】 ②「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたとき	消防交通課、都市建設課、上下水道課の職員をもって連絡調整が円滑に行える必要最小限の体制
警戒体制	警戒配備	①町内で震度5弱を観測したとき【自動配備】 ②「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき ③「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき ④その他総務部長が必要と認めたとき	消防交通課（全員） そのほか、職員動員表のとおり 《災害警戒本部設置》
非常体制	第1配備	①町内で震度5強を観測したとき【自動配備】 ②「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき ③その他、町長が必要と認めたとき	全職員 《災害対策本部設置》
	非常配備	①町内で震度6弱以上を観測したとき【自動配備】 ②その他、町長が必要と認めたとき	全職員 《災害対策本部設置》

【各部各班における職員の動員数】・・・資料編「職員動員表-地震災害」参照

2 職員の動員・参集【町】

(1) 動員の指令

①警戒体制

- 地震情報、被害情報の報告をもとに、総務部長がこの計画の配備基準に基づき決定する。
- 町長又は副町長に対して、必要な指示の要請、状況説明、その他を行い、指示に備える。

②非常体制

- 地震情報、被害情報の報告をもとに、町長が状況を判断し、決定する。
- ただし緊急を要し、町長が不在かつ連絡不能の場合は、副町長等が代行する。

③上記①、②の決定者が不在かつ連絡不能な場合の代行者は、次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者 1	代 行 者 2
警戒体制	総 務 部 長	産業建設部長	消防交通課長
非常体制	町 長	副 町 長	総 務 部 長

(2) 動員の手順

①警戒体制の動員手順

ア 勤務時間内

- 総務部長より各部長へ連絡し、各部長は所属課長に動員を指示する。

イ 勤務時間外

- 総務部長より、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等最も速やかに伝達できる方法により動員を指示する。

②非常体制の動員手順

ア 勤務時間内

- 総務部長は、町長の指示に基づき、庁内放送して動員を指示する。

イ 勤務時間外

- 総務部長は、町長の指示に基づき、あらかじめ定めておく伝達系統により、電話等最も速やかに伝達できる方法により動員を指示する。

(3) 配備基準

- 職員は、勤務時間外に町内で震度5弱以上の揺れを感じた場合、又は記録したと知った場合は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」に示す状況を自主的に判断し、「1 職員の動員・配備体制の基準及び内容」に基づき速やかに登庁する。

(4) 非常時の措置

- 職員は、速やかに自分の勤務課所へ登庁するものとするが、その際には、身分証明書、食料（3食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等を携行する。

(5) 動員状況の報告及び調整

- ①各部長は、配備について人員数を災害対策本部に速やかに報告する。
- ②各部長は、要員の不足が生じたときは、災害対策本部にその旨を報告し、他課の職員を応援させる。

第2 組織計画

町は、町内の地域において地震災害が発生した場合、町民、民間団体等も含め一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため町は、防災対策の中核機関として、災害対策本部等を速やかに設置し、防災業務の遂行にあたる。

なお、災害対策本部等は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

【留意点】

- 町長との情報連絡手段の確保
- 意思決定者不在の場合への対応
- 設置基準の明確化

- 1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準
- 2 各本部の設置場所及び設置決定者
- 3 本部の運営
- 4 本部の設置等の通知及び公表

1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置及び廃止基準

(1) 災害警戒本部

①災害警戒本部設置基準

- ア 町内で震度5弱を観測したとき
- イ 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」が発表されたとき
- ウ 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表されたとき
- エ その他総務部長が必要と認めた場合

②災害警戒本部廃止基準

- ア 災害対策本部に移行したとき
- イ その他警戒本部長が必要なしと判断した場合

(2) 災害対策本部

①災害対策本部設置基準

- ア 震度5強以上を観測したとき
- イ 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき
- ウ その他町長が必要と認めた場合

②災害対策本部廃止基準

- ア 町内における災害発生のおそれが解消したとき
- イ 災害応急対策がおおむね完了した場合
- ウ その他町長が必要なしと判断した場合

(3) 動員配備基準との対応

- 災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準と職員の動員配備基準との対応は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第1節 初動対応計画 第1「職員の参集・動員」を準用する。

(4) 組織構成

①災害警戒本部

○災害警戒本部は、総務部長を本部長とし、産業建設部長を副本部長とする。警戒本部の組織及び事務分担は、災害対策本部の事務分掌を準用する。

②災害対策本部

○災害対策本部は、町長を本部長とし、副町長及び教育長を副本部長、事務局長を総務部長とする。本部には部隊を設け、各部隊長が本部員となる。

本部長		副本部長		総務部隊
町長		1 副町長		部隊長 秘書公室長 議会事務局長
		2 教育長		
	本部事務局長			民生部隊
	総務部長			部隊長 保健福祉部長 町民くらしの部長
				建設農政部隊
				部隊長 産業建設部長
				教育部隊
				部隊長 教育部長
				消防部隊
				部隊長 消防団長

※このほか、本部員及び各班長、副班長で構成する連絡調整会議を組織し、本部業務の円滑な実施を図る。

2 各本部の設置場所及び設置決定者

(1) 本部の設置場所

- 災害警戒本部は、役場庁舎内消防交通課に設置する。
- 災害対策本部については、役場庁舎内庁議室に設置する。
- 役場に設置が困難な場合には、本部長が別途指示する場所に設置する。

(2) 設置決定者

①災害警戒本部

- 総務部長が災害警戒本部を設置する。
- 緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は産業建設部長が設置する。

②災害対策本部

- 地震情報、被害情報の報告をもとに、町長が状況を判断し、必要と認める場合は、災害対策本部を設置する。
- 町長が不在かつ連絡不能の場合は、副町長が代行する。

③上記①、②の決定者が不在かつ連絡不能な場合の代行者は、次のとおりとする。

	決 定 者	代 行 者1	代 行 者2
災害警戒本部	総 務 部 長	産業建設部長	消防交通課長
災害対策本部	町 長	副 町 長	総 務 部 長

3 本部の運営

(1) 本部会議の開催

- 本部長の指示に基づき、災害対策に関する重要な事項を決定するため、本部会議を開催する。
- 本部会議は、本部長、副本部長、事務局長、本部長（各部隊長）をもって組織する。

(2) 本部会議の協議事項

- 本部会議での協議事項
 - ①職員の動員、配備体制の切替え及び解散に関する事
 - ②災害の状況、情報の分析と、それに伴う対策活動の基本的方針に関する事
 - ③町民に対する指示又は避難の指示に関する事
 - ④自衛隊に対する災害派遣の要請に関する事
 - ⑤他の地方公共団体に対する応援の要請に関する事
 - ⑥災害対策に要する経費の措置に関する事
 - ⑦避難所の開設に関する事
 - ⑧その他の災害に関する重要な事項

(3) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

- 本部長は、被害状況や応急対策実施状況等に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施する必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請する。
- 要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には関係機関と連絡がとれるよう配慮する。

(4) 職員の健康管理及び給食等

- 事務局長（総務部長）は、職員の健康管理及び給食等に必要な措置を講じる。
- 各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等を常に把握し、適切な措置を講じる。

(5) 各部の事務分掌

■本部事務局

名 称	所 掌 事 務
本部事務局 (消防交通課)	1 災害対策本部の総合調整、庶務に関する事 2 気象情報に関する事 3 県及び防災関係機関との渉外・連絡調整に関する事 4 自衛隊の出動要請に関する事 5 他市町村への応援要請に関する事 6 自主防災組織及び行政区への協力要請等 7 防災行政無線の運用に関する事(町施設との情報通信体制の確保) 8 被災地の防犯に関する事 9 防災会議に関する事 10 消防団に関する事 11 災害救助法の適用及び調整に関する事 12 輸送手段の確保に関する事 13 ライフライン機関との連絡調整に関する事 14 帰宅困難者対策に関する事 15 その他、他の部に属さないこと

■総務部隊 ※◎印が班長、○は副班長

部 名	部 隊 長	班 名		所 掌 事 務
		班長等	構 成	
総務部隊	秘書公室長、議会議務局長	総務班		1 職員の身分取扱いに関すること(災害対策従事職員の名簿作成及び給食・被服・給与等に関すること) 2 被災職員の調査及び援助に関すること 3 職員の動員に関すること 4 災害対策本部各部間の相互応援及び連絡調整に関すること 5 自衛隊及び災害派遣職員の受入れに関すること 6 議会関係の連絡調整に関すること 7 部隊内調整に関すること 8 庁内基幹業務システムに関すること
		◎総務課長	総務課 議会議務局	
		広報記録班		1 避難指示等の情報伝達に関すること 2 各種災害情報の発信に関すること 3 災害状況の取りまとめ及び記録に関すること 4 報道機関に関すること 5 各種記録の取りまとめに関すること 6 来庁者の接遇に関すること 7 町ホームページの運用に関すること
		◎秘書課長 ○まちづくり推進課長	秘書課 まちづくり推進課	
		財務班		1 災害関係の予算に関すること 2 災害に係る経費(非常用備品及び消耗品、食料、生活必需品等)の支出に関すること 3 現金、有価証券等の保管に関すること 4 義援金品の受入れ及び保管、配分に関すること 5 災害復旧・復興計画に関すること 6 応急仮設住宅に関すること 7 公用車の配車及び燃料の確保・車両等の借上げに関すること 8 町有財産の災害調査に関すること 9 応急措置のための土地収用に関すること 10 庁舎施設の機能保全・応急復旧に関すること 11 国・県への災害にかかわる要望・陳情に関すること
		◎財務課長 ○会計課長	財務課 会計課	

■ 民生部隊

部 名	部 隊 長	班 名		所 掌 事 務
		班 長 等	構 成	
民 生 部 隊	保 健 福 祉 部 長、 町 民 く ら し の 部 長	救護救援班		1 避難所の開設・運営に関すること 2 食料及び生活必需品の調達配分に関すること 3 日本赤十字社との連絡調整に関すること 4 被災者の医療救護・健康管理・精神ケアに関すること（災害時保健師活動マニュアルに関すること） 5 医療機関との連絡調整に関すること 6 救援物資（食料及び生活必需品）の受入れ及びあっせんに関すること 7 ボランティアの調整に関すること 8 避難行動要支援者の支援に関すること 9 園児の保護・幼児施設の安全確認に関すること 10 応急保育に関すること 11 災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等に関すること 12 被災地等の食中毒・感染症予防に関すること 13 福祉団体及び福祉施設の被害状況把握に関すること 14 部隊内調整に関すること
		◎福祉介護課長 ○健康増進課長 ○こども家庭課長 ○国民年金課長	福祉介護課 健康増進課 こども家庭課 国民年金課 学校教育課（学校給食センター係）	
		町民対策班		1 戸籍住民事務に関すること 2 町民相談に関すること（総合相談窓口の設置など） 3 死亡者・行方不明者等の名簿作成に関すること
		◎戸籍住民課長	戸籍住民課	
		調査班		1 家屋等の被害調査に関すること 2 被災者の租税の減免等に関すること 3 罹災証明に関すること
		◎税務課長	税務課	
		環境対策班		1 被災地の衛生、清掃に関すること 2 遺体の収容、埋火葬に関すること 3 ゴミ（がれき）等の処理に関すること 4 仮設トイレの設置・管理に関すること 5 ペット、放浪動物対策に関すること
		◎環境対策課長	環境対策課	

■建設農政部隊

部名	部隊長	班 名		所 掌 事 務
		班 長	構 成	
建設農政部隊	産業建設部長	土木対策班		1 道路、橋りょう、堤防等の被害調査、記録及び応急対策に関すること 2 危険箇所の周知及び迂回路の確保に関すること 3 緊急輸送道路の確保に関すること 4 道路、河川等の障害物の除去に関すること 5 都市公園施設等の被害状況の把握と応急復旧に関すること 6 被災住宅、宅地等の応急危険度判定に関すること 7 部隊内調整に関すること 8 住宅の応急修理に関すること
		◎都市建設課長	都市建設課	
		上下水道班		1 上水道及び下水道施設(農業集落排水施設含む)の被害調査及び復旧に関すること 2 応急給水に関すること
		◎上下水道課長	上下水道課	
		農業班		1 農地、農作物、農業施設等の被害調査に関すること 2 家畜、家きんの被害調査に関すること 3 農地等の災害予防並びに復旧に関すること 4 家畜の伝染病予防、防疫活動に関すること 5 商工業者の被害調査に関すること 6 商工業者の復興対策及び融資に関すること 7 罹災者の就職斡旋に関すること 8 物資の調達及び供給に関すること
		◎農政課長 ○産業振興課長 ○農委事務局長	農政課 産業振興課 農業委員会事務局	

■教育部隊

部名	部隊長	班 名		所 掌 事 務
		班 長	構 成	
教育部隊	教育部長	学校管理班		1 児童、生徒の保護に関すること 2 学校施設の被害調査に関すること 3 学用品の調達並びに応急教育に関すること 4 避難所の開設・運営協力に関すること 5 部隊内調整に関すること
		◎学校教育課長	学校教育課 各小中学校	
		社会教育班		1 社会教育施設の被害調査及び復旧に関すること 2 文化財の被害調査に関すること 3 避難所の開設・運営協力に関すること 4 物資集積所の開設・運営に関すること 5 施設の利用供与に関すること
		◎生涯学習課長 ○スポーツ振興課長	生涯学習課 スポーツ振興課	

■消防部隊

部 名	部 隊 長	班 名		所 掌 事 務
		班 長	構 成	
消 防 部 隊	消 防 団 長	消防班		1 火災、水防、その他の災害の予防並びに警戒及び防 御に関すること 2 救助・救護活動の協力に関すること 3 障害物除去作業の協力に関すること 4 行方不明者の捜索に関すること 5 避難行動要支援者の避難誘導に関すること 6 町民への災害広報の協力に関すること 7 その他消防活動に関すること
		◎副団長 ○本部付分 団長	八千代町消 防団	

4 本部設置等の通知及び公表

○本部を設置又は廃止したときは、本部事務局は庁内及び町の各機関、町民及び関係機関に
対し速やかに次により通知及び公表する。

通知及び公表先	方 法	備 考
県庁	電話、県防災情報ネットワークシステム、衛星電話	左記の通信手段の使用が不能となつた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK及び L u c k y F M茨城放送を通じて行 う。(報道機関を除く) 1 NHK水戸FM (83.2MHz) 2 L u c k y F M茨城放送 水戸放送局(1197KHz) L u c k y F M茨城放送 土浦放送局(1458KHz) 3 NHK—T V (総合) 4 NHKラジオ第1放送 (594KHz)
西南広域消防本部	電話、口頭、衛星電話	
下妻警察署	電話	
報道機関	口頭又は文面、電話	
町民	防災行政無線 広報車 NHK水戸放送 (029-232-9830) (防災T E L : 855-8400) (防災F A X : 855-8450) L u c k y F M茨城放送 (029-244-3991) (防災T E L : 873-8400) (防災F A X : 873-8450)	
災害及び対策の状 況に応じ必要と認 める機関	電話、口頭又は文面	

第2節 情報の収集・伝達

第1 通信手段の確保

地震災害発生後における迅速な応急体制を実施するため、災害の状況、被害の状況を的確に把握するための通信手段を確保する。

【留意点】

- 優先度の高い情報の伝達
- 情報通信手段の機能確認
- 緊急情報連絡用の回線設定

- 1 専用通信機能の確保
- 2 代替通信機能の確保
- 3 アマチュア無線ボランティアの活用

1 専用通信機能の確保【町、防災関係機関等】

- 専用の無線通信設備（町防災行政無線等）を有する機関は、災害後直ちに設備の機能確認を行うとともに、支障が生じている場合には復旧に努める。
- NTT等の公衆回線を含め、全ての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼する。
- 町で保有する設備の機能が確保された場合は、情動的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援する。
- 町は、携帯電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用に努める。

2 代替通信機能の確保【町、防災関係機関】

（1）NTTの災害時優先通信等の利用

- 災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

①災害時優先電話の指定

- 防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として、NTT東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておく。（事前対策）

②災害時優先電話の利用

- 一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。
- 災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

③非常・緊急電報の利用

- 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115番」にダイヤルし、次の事項をオペレーターに告げ申込む。

（※受付時間8時～19時まで）

ア 非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること

- イ 発信電話番号と機関名称等
- ウ 電報のあて先住所と機関名称等
- エ 通信文と発信人名

○非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料編「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

(2) 非常通信の実施【町、防災関係機関】

○町長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

○非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておく。

○無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

①通信の内容

○非常通信における通報(以下「非常通報」という。)の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずる。

- ア 人命の救助に関するもの
- イ 天災の予報(主要河川の水位を含む。)及び天災その他の災害の状況に関するもの
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- エ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- オ 非常事態に際しての実態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- カ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- キ 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- ク 遭難者救護に関するもの
- ケ 道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- コ 中央防災会議、同事務局、非常時災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- サ 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

②取扱無線局

○官公庁、会社、船舶等の全ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができる。

○ただし、無線局の機能及び通信可能範囲は様々なので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能(通信範囲)を十分把握しておく。

○なお、機関名は、資料編「非常無線通信を取り扱う無線局を有する主な機関」のとおりである。

③依頼の手続

○非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で所定の用紙(なければどんな用紙でもよい。)に電文形式(カタカナ)又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

ア あて先の住所・氏名(職名)及び分かれば電話番号。

イ 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内(平文の場合はカタカナ換算)にする。

ウ 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。

エ 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目(例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように)を記入する。

オ 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(3) 他機関の通信設備の利用【町、防災関係機関】

○町長は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第55～57条)。

○また、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは町長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる(災対法第79条)。

①使用又は利用できる通信設備

ア 警察通信設備

イ 航空通信設備

ウ 鉄道通信設備

エ 消防通信設備

オ 電力通信設備

カ 水防通信設備

キ 気象通信設備

ク 自衛隊通信設備

②事前協議の必要性

ア 町長は、災対法第57条(災害に関する通知・要請・伝達)に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておく。
(事前対策)

イ 災対法第79条(災害発生時の応急措置)に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

③警察通信設備の使用

○町が警察通信設備を使用する場合は、資料編「警察通信設備の使用手続き」に示す手続によって行う。

(4) 放送機能の利用【町、防災関係機関】

○町長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び(株)L u c k y F M茨城放送に要請する。なお、町長の放送要請は知事を通じて行う。

(5) 使送による通信連絡の確保【町、防災関係機関】

○有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送(自動車・

バイク・自転車等を利用し、又は徒歩により通信文を発信依頼先に直接届けること)により通信を確保する。

(6) 自衛隊の通信支援【町、防災関係機関】

○町及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

3 アマチュア無線ボランティアの活用

(1) アマチュア無線ボランティア「受入窓口」との連携・協力【町】

○町は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・町内部及びボランティア「受入窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

(2) アマチュア無線ボランティアの活動内容【町】

- ①非常通信
- ②その他の情報収集活動

第2 災害情報の収集・伝達・報告

応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集、伝達する。

【留意点】

- 被害の全体像の把握
- 被災地の収集能力の支援
- 収集した情報の処理

- 1 地震情報の収集・伝達
- 2 被害概況の把握
- 3 被害情報、措置情報の収集・伝達

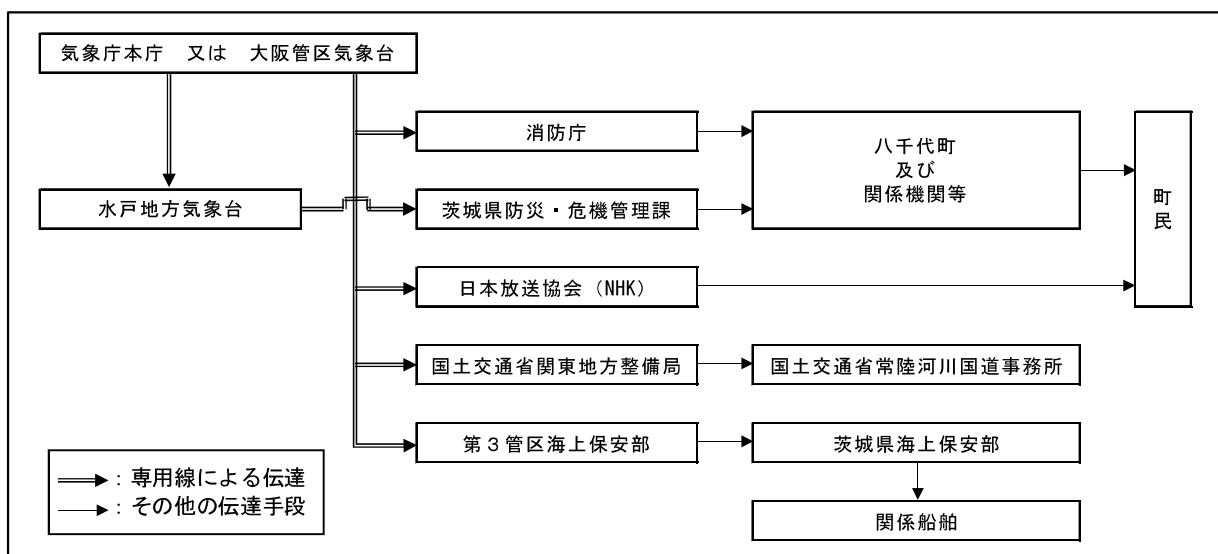
1 地震情報の収集・伝達

(1) 地震情報の収集・伝達

- 町は、茨城県震度情報ネットワークシステム及び気象庁から得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、必要な機関に情報を伝達する。
- 地震情報の種類等は資料編「地震情報の種類と解説」による。

(2) 地震情報の伝達系統

- 地震情報の伝達系統及び方法は、次のとおりである。



(3) 町及び防災関係機関の措置【町、防災関係機関】

- ①町長は、情報の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。
- ②町長は、情報の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、速やかに町民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに町民等に伝達するよう努める。
- ③水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、更に県、他市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図る。

- ④町及び国土交通省関東地方整備局は「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、被害状況に係る情報交換及び情報連絡員（リエゾン）の派遣要請の有無等の積極的な初動情報連絡に努める。

（４）地震解説資料の収集【町、防災関係機関】

- 発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作成された地震解説資料等の活用を努める。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 （速報版）	・震度4以上 （但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 （詳細版）	・震度5弱以上 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料（速報版）の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

（５）異常現象発見者の通報義務【町】

- 地割れなど、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、県（防災危機管理部 防災・危機管理課）、水戸地方気象台、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 被害概況の把握

（１）被害概況の把握

- 地震が発生した場合、速やかに関係部課は調査を開始し、被害の概況を把握する。なお、夜間、休日に地震が発生した場合、職員は居住地周辺及び参集途上の被害状況を調査し、本部に被害状況を報告する。
- 重点的に把握すべき項目は次のとおりとする。
- ①火災の状況 ②建築物の被害状況 ③道路の渋滞、被害状況 ④がけ崩れの状況

(2) 関係機関への通報

○町は、被害概況を把握した後、直ちに県に通報する。また、必要に応じ下妻警察署、西南広域消防本部等防災関係機関へも通報する。

(3) 行政機能の確保状況の報告

○震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した場合は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市町村行政機能チェックリスト（資料編参照）により県に報告する。

- ア トップマネジメントは機能しているか
- イ 業務実施体制（人的体制）は整っているか
- ウ 業務実施環境（物的環境）は整っているか

○町より報告がない場合に、県は、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に状況把握を実施する。

3 被害情報、措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報、措置情報の種類【町】

①被害情報

○死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路被害、公共施設被害等について収集すべき項目は次のとおりとする。

- ア 被害発生時刻
- イ 被害地域（場所）
- ウ 被害様相（程度）
- エ 被害の原因

②措置情報

- ア 災害対策本部の設置状況
- イ 主な応急措置（実施、実施予定）
- ウ 応急措置実施上の準備
- エ 応援の必要性の有無
- オ 救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法【町】

○被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して、資料編「火災・災害等即報要領」により行う。

○なお、報告すべき内容の主なものは、次のとおりである。

- ①被害状況
- ②人的被害状況
- ③災害対策本部設置状況
- ④事務所状況報告
- ⑤避難所状況
- ⑥高齢者等避難・避難指示発令状況
- ⑦道路規制情報

(3) 情報伝達の流れ【町】

○災害情報は、把握した防災関係機関から収集し、町災害対策本部において集約する。なお、町災害警戒本部では、消防交通課が情報を収集する。

(4) 情報の収集伝達活動【町】

①町は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、資料編「火災・災害等即報要領」に基づき、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告する。また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用いて災害応急対策完了後10日以内に行う。

ア 災害対策本部が設置されたとき

イ 町内にて救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ 地震が発生し、町内の震度が4以上を観測したとき

オ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告する必要があると認められるとき及び「火災・災害等即報要領」に基づく該当事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り第一報を報告する。

②県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、その後速やかにその内容について県に対して連絡する。

③災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県及び防災関係機関に伝達し、情報収集活動に対して応援を要請する。

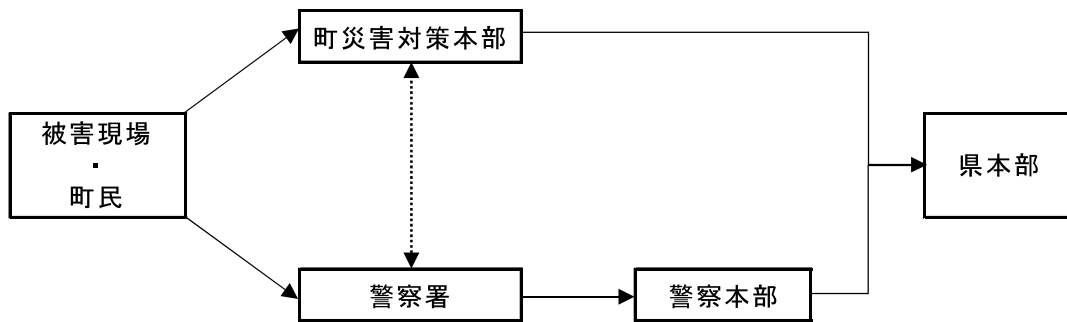
④地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに国（消防庁）及び県へ同時に報告する。

⑤行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無に関わらず、町内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の都道府県又は市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

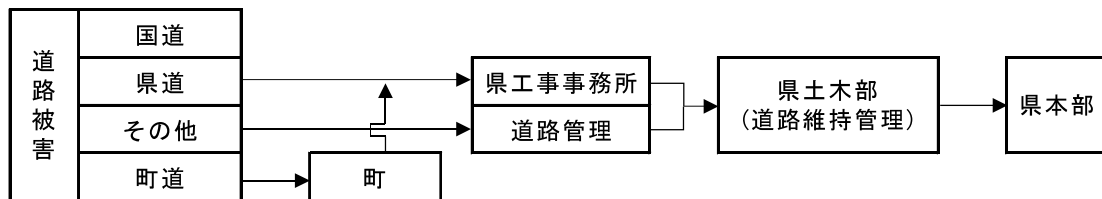
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法【町】

○発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

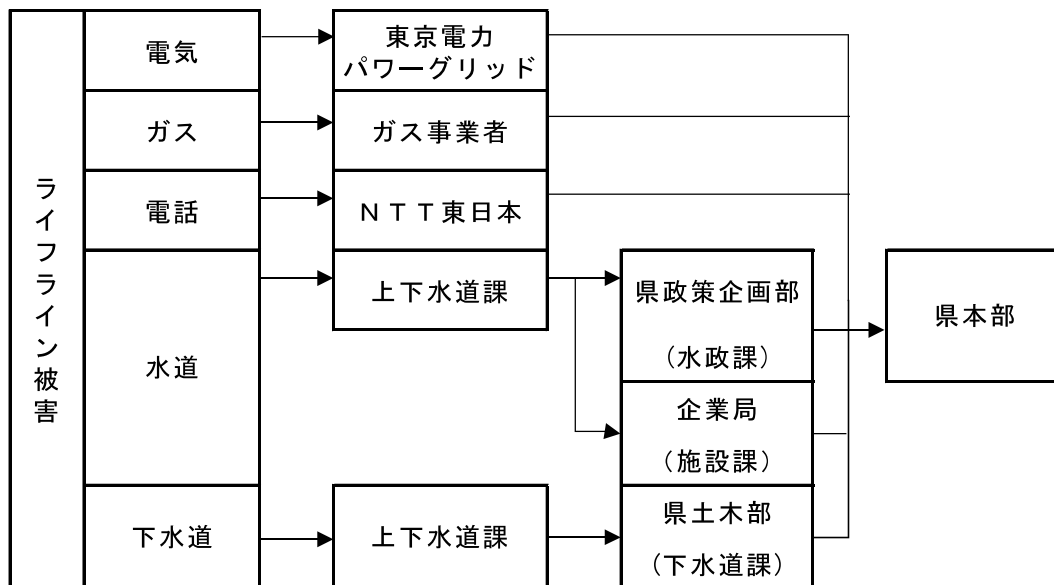
①情報収集・伝達系統1（死者、負傷者、建物被害、その他の被害）



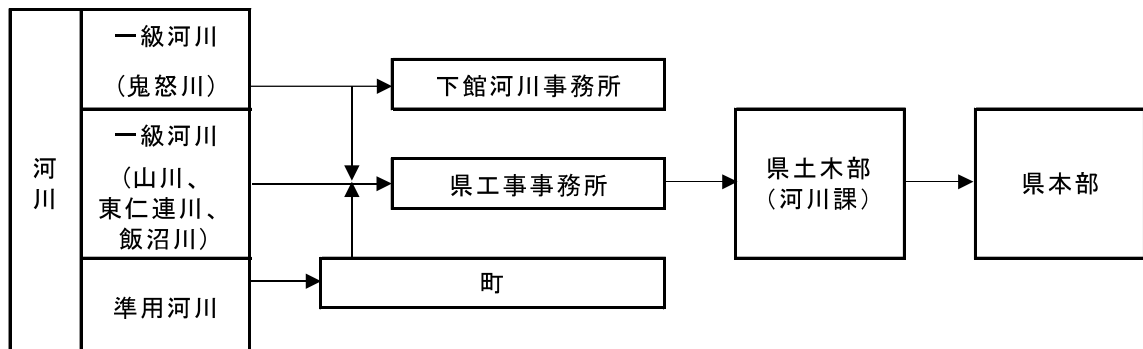
②情報収集・伝達系統2（道路被害）



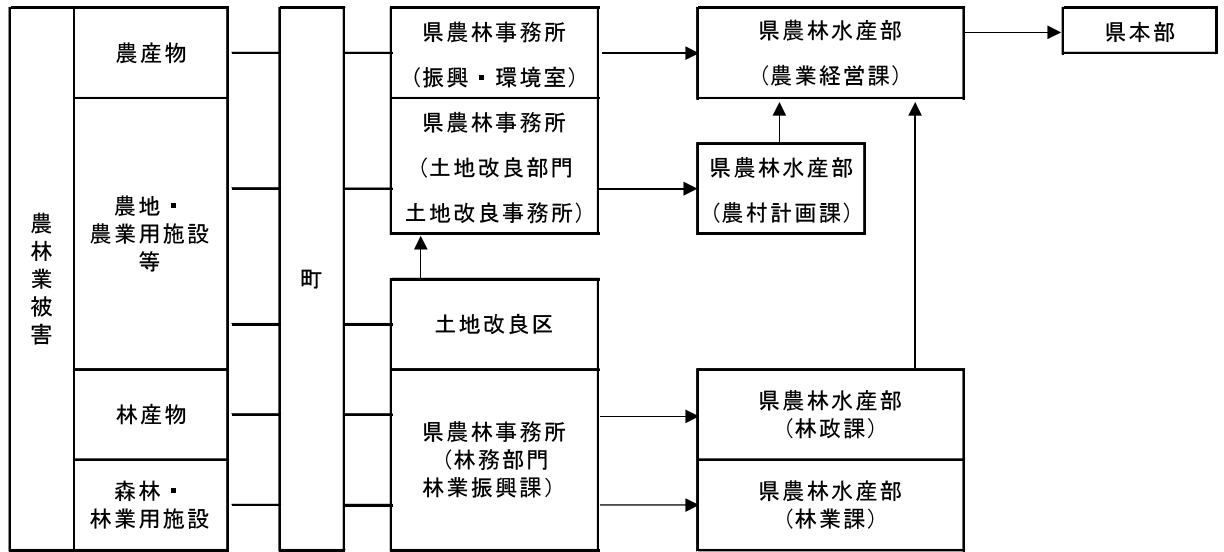
③情報収集・伝達系統3（ライフライン被害）



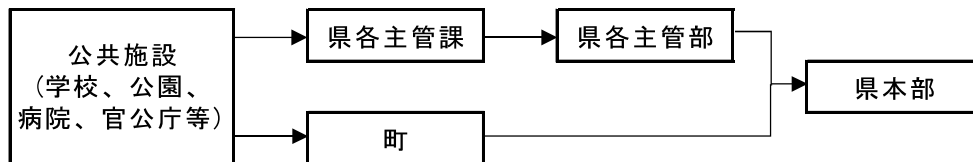
④情報収集・伝達系統4（河川）



⑤情報収集・伝達系統5（農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地）



⑥情報収集・伝達系統6（その他公共施設）



第3 災害情報の広報

災害時は、間違った情報によって被災者の精神的負担が大きくなるおそれがあるため、町は防災関係機関及び報道機関と連携し、流言飛語等による社会的混乱を防止し、被災者の適切な判断と行動を助けるため、正確な情報の速やかな伝達、広報を実施する。

【留意点】

- 報道機関との連携
- 情報が入手困難な被災者への対応
- 各種情報伝達手段の町民への周知
- 各種情報伝達手段を用いた訓練の実施
- 危機感が伝わる情報提供の実施

- 1 広報活動
- 2 報道機関への対応

1 広報活動

(1) 広報内容【町、防災関係機関】

①被災町民に対する広報内容

○町及び防災関係機関は、被災した町民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。また、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- イ 避難指示等の出されている地域及び内容
- ウ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- エ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- オ 近隣の助け合いの呼びかけ
- カ 公的な避難所、救護所の開設状況
- キ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ク バスの被害状況、運行状況
- ケ 救援物資、食料、水の配布等の状況
- コ し尿処理、衛生に関する情報
- サ 被災者への相談サービスの開設状況
- シ 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ス 臨時休校等の情報
- セ ボランティア組織からの連絡
- ソ 全般的な被害状況
- タ 防災関係機関が実施している対策の状況

②被災地外の町民に対する広報内容

○町及び防災関係機関は、被災地外の町民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送等に配慮する。また、必要に応じて、被災地町民向けの情報と同様の内容についても広報する。

ア 避難指示等の出されている地域及び内容

イ 流言・飛語の防止の呼びかけ

ウ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ

エ 被災地への見舞電話自粛の呼びかけ

(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)

オ 被災地への物資支援自粛の呼びかけ

カ ボランティア活動への参加の呼びかけ

キ 全般的な被害状況

ク 防災関係機関が実施している対策の状況

(2) 広報手段【町】

①町が行う広報手段

ア 防災行政無線（同報系）

イ 広報車、ハンドマイク等

ウ ビラの配布

エ インターネット（緊急速報メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

オ 立看板、掲示板

カ I P通信網、ケーブルテレビ網

② 報道機関への依頼

○本部長が必要と判断したときは、県を通じて報道機関へ広報を依頼する。

③自衛隊等への広報要請

○町は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、他都道府県、自衛隊等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」を準用する。

④ Lアラートの活用

○避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信する。

○なお、庁舎の被災等、特段の事情により上記の情報送信を実施することができない場合は、町に代わり県が実施する。

⑤民間アプリの活用

○XやLINE、Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して町民に情報提供する。

○迅速性・拡散性に優れているXなどのソーシャル・ネットワーキング・サービスについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリポストするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行う。

2 報道機関への対応【町、防災関係機関】

(1) 報道活動への情報提供

○報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供する。

(2) 報道機関の取材対応

○震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、あらかじめ定めた様式に基づき、速やかに実施する。

○発表は、原則として本部長又は副本部長が行う。なお、発表を行う場合は、あらかじめ災害対策本部広報記録班長に発表事項及び発表場所等について調整し、発表後速やかにその内容について報告する。

○指定公共機関及び指定地方公共機関、町内に事業所を有する事業者が、災害に関する情報を公表・広報する場合は、原則としてその内容について災害対策本部と協議の上実施する。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告する。

○災害対策本部広報記録班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付する。

第3節 応援・受援

第1 他の地方公共団体等に対する応援要請

町は、地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

【留意点】

- 広域的な相互応援の実施
- 密接な情報交換
- 応援手続の迅速化
- 地域や災害の特性を考慮した派遣職員の選定
- 応援受入体制

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 県等への要請2 国の機関への要請3 消防機関の応援要請の実施及び受援体制の確保4 民間団体への要請5 応援・受援体制の確保 |
|---|

1 県等への要請

(1) 他市町村への要請【町】

○町長は、町の地域に係る災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん【町】

○町長は、県知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

○ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

①災害応援時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する事項
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

②職員派遣のあっせん時に記載する事項

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

2 国の機関への要請

○町長は、町域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣を要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) その他職員の派遣について必要な事項

○なお、国土交通省は、大規模な自然災害時に、被害状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧など、地方公共団体を支援するための緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE」を組織している。

3 消防機関の応援要請の実施及び受援体制の確保

(1) 応援要請【町】

○町は、次のとおり町の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

- ①大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ②災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

(2) 応援・受援体制の確保【消防機関】

①受援窓口の明確化

○消防応援の受援窓口は、原則的に下妻消防署八千代分署とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、町災害対策本部とする。

②受援施設の整備

○町長は、人、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

③応援隊との連携

○指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。消防応援活動は次のとおりである。

- ア 災害状況の情報提供、連絡・調整(応援部隊指揮本部等の設置)
- イ 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示(指揮本部と代表消防機関協議)
- ウ 部隊の活動、宿営等の拠点の整備・提供(公園等)
- エ 消防活動資機材の調達・提供

④経費負担

○応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本町の負担となる。

4 民間団体への要請【町】

○町は、応急対策を実施するために必要があると判断したときは、民間団体に協力を要請する。

5 応援・受援体制の確保【町】

(1) 連絡体制の確保

○町は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速、的確に状況を把握し、応援を要請する関係団体に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受援体制の確保

①連絡窓口の明確化

○町は、応援を要請した団体との連絡を速やかに行うための窓口をあらかじめ定めておく。

②受援施設の整備

○町は、物資等の応援を速やかに受入れるための施設をあらかじめ整備しておく。また、災害ボランティア等の人的応援についても同様に受援施設を定めておく。

○なお、他市町村からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

③海外からの支援の受入れ

○町は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

④経費の負担

○次に示す応援に要した費用は、原則として本町の負担となる。

ア 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

イ 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

○また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法にしたがう。

○共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第2 自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保

町長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣申請を要求する。

【留意点】

- 被害状況の早期把握
- 自衛隊と県・町との情報伝達路の確保

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 災害派遣要請2 自衛隊の判断による災害派遣3 自衛隊の活動範囲4 受援体制の確立5 災害派遣部隊の撤収要請6 経費の負担 |
|---|

1 災害派遣要請【町】

(1) 派遣要請

○町長は、地震の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに自衛隊の災害派遣を知事に要求する。

○災害派遣要件の範囲

①公共性

○公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること

②緊急性

○差し迫った必要性があること

③非代替性

○自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(2) 派遣要請の手続

○町長は、町内に災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるとき、資料編「自衛隊に対する災害派遣要請依頼書」により、県知事に申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

○なお、知事に対し上記の要求をするいとまがないときは、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

(3) 自衛隊との連絡

①情報の交換等

○町長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する古河・霞ヶ浦分区(第1施設団長、古河駐屯地所在部隊)に通報するほか、必要な情報の交換をする。

2 自衛隊の判断による災害派遣

- 自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、派遣する。
- ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、次の基準にしたがい要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること
(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること
(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること
(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

3 自衛隊の活動範囲

自衛隊の災害派遣時における活動は、次のとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段により情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援作業等に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合はそれらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常、関係機関が提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。

項目	内容
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、町民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

4 受援体制の確立【町】

○町は、災害派遣部隊の受援に際しては、次の事項に留意し、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう受援体制を整備する。

（１）災害派遣部隊到着前

- 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- 連絡職員を本部事務局員の中から指名する。
- 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

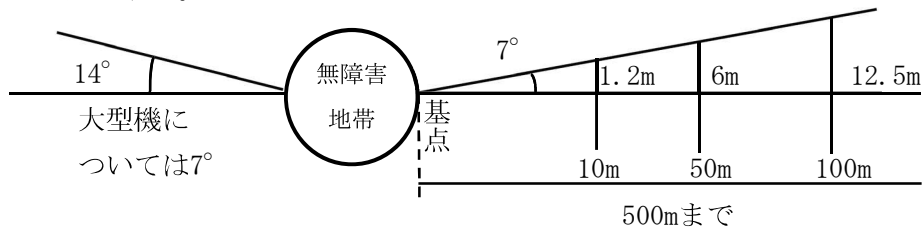
（２）災害派遣部隊到着後

- 派遣部隊を目的地へ誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

（３）ヘリコプターの受援

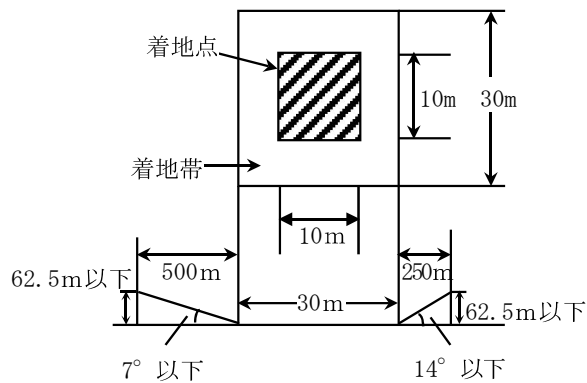
- 町長及び防災関係機関の長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、下記の事項に留意し、受援体制を整える。
 - ① 臨時ヘリポート
 - 町は6箇所の臨時ヘリポートを指定している。臨時ヘリポートの所在地は、資料編「臨時ヘリポート一覧」による。

②下記基準を満たすヘリポートを確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

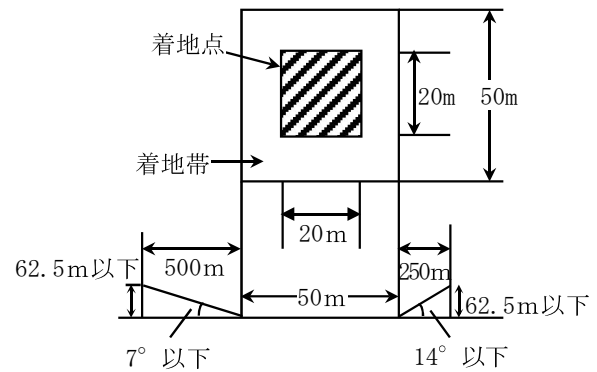


ア 離着地点及び無障害地帯の基準

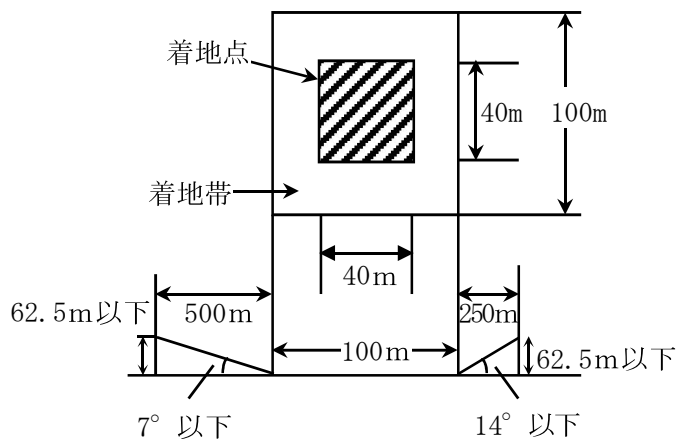
・小型機（OH-6）の場合



・中型機（UH-1（1J）、UH-60JA）の場合



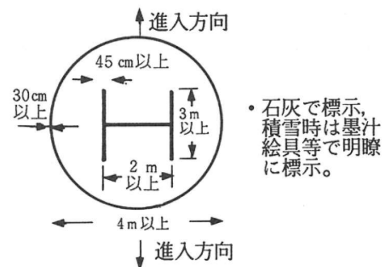
・大型機（CH-47）の場合



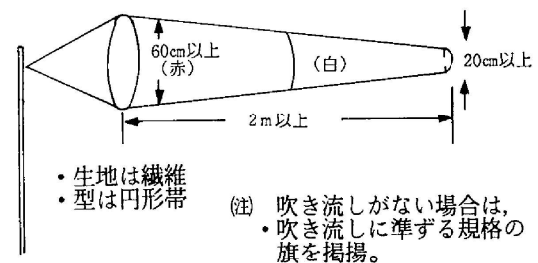
イ 離着地点の地盤は堅固で平坦であること

③着陸地点には、下記標準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

ア H記号の基準



イ 吹き流しの基準



④危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

○離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

イ 防塵措置

○砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

5 災害派遣部隊の撤収要請【町】

○町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、資料編「自衛隊に対する部隊撤収要請依頼書」により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。

6 経費の負担

○自衛隊の災害派遣活動に要した経費は、原則として本町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣活動に必要な資機材（自衛隊の装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊の装備に係るものは除く。）の補償

○なお、負担区分に疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

第3 他市町村被災時の応援

他市町村で発生した地震において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援協定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

【留意点】

- 密接な情報交換
- 被害情報の収集・伝達体制の整備
- 職員派遣の際の自己完結型体制の整備

1 他市町村への応援・派遣

1 他市町村への応援・派遣

- 他市町村において地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、他市町村に対し応援を実施する。ただし、緊急を要し要請を待ついとまがないと認められる場合は、自主的に他市町村に応援をすることができる。
- 応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

（1）支援対策本部の設置【町】

- 他市町村において地震等による大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行う。

（2）被害情報の収集【町】

- 支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行う。

（3）応援の実施【町】

- 支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災市町村への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。
- 感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底する。

（4）被災者受入れ施設の提供等【町】

- 支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行う。

第4節 被害軽減対策

第1 避難対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民の安全を確保するため、関係機関の協力を得て避難に関する指示、伝達を行い、安全に避難させることで人命の保護その他災害の拡大防止を図る。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって危険を伴う場合は、屋内での避難その他の屋外における避難のための安全確保に関する措置を考慮する。

【留意点】

- 迅速かつ的確な情報収集
- 関係機関の協力
- 要配慮者に配慮した避難誘導

- | |
|------------------|
| 1 高齢者等避難・避難指示の発令 |
| 2 警戒区域の設定 |
| 3 避難誘導 |
| 4 指定緊急避難場所 |
| 5 広域避難（広域一時滞在） |

1 高齢者等避難・避難指示の発令【県、町、自衛官、警察官等】

（1）避難が必要となる災害

- 地震発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。
- また、必要に応じ、高齢者等避難を適切に出すように努める。

【避難が必要となる災害】

- | | |
|------------------|-------|
| ・地震による建物倒壊 | ・がけ崩れ |
| ・地震水害（河川等） | ・延焼火災 |
| ・危険物漏えい（劇毒物、爆発物） | ・その他 |

（2）高齢者等避難、避難指示の発令【町】

- 町長は、火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、町民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるとき、危険地域の町民に対し、速やかに避難指示を行う。
- また、町長は、必要に応じ、立退きの指示の前の段階で、町民に立退きの準備、又は立退きに時間を要する者に対して立退きを適切に促すよう努める。
- なお、町長がその任にあたることのできない場合は警察官が、警察官がその任にあたることのできない場合は自衛官がそれぞれ代替する。

【高齢者等避難・避難指示】

高齢者等避難	避難に時間を要する高齢者等の要配慮者への早めの避難を促すもの
避難指示	危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を求めるもの

(3) 高齢者等避難、避難指示の発令基準

種別	条件	伝達内容	伝達方法
高齢者等避難	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	①発令の理由 ②対象地域 ③開設した避難所 ④その他必要事項	①広報車 ②職員等による口頭 ③報道機関 ④防災行政無線 ⑤登録制メール ⑥町公式SNS ⑦町公式ホームページ
避難指示	当該地域又は建築物等に災害が発生するおそれがある場合。	①発令の理由 ②対象地域 ③開設した避難所 ④その他必要事項	上記に加え、サイレン、警鐘等を併用

○町は、高齢者等避難や避難指示の対象地域や発令判断についての助言を県、指定行政機関及び指定地方行政団体へ求め、適切に運用していく。

(4) 高齢者等避難、避難指示の発令実施者

【県、町、自衛官、警察官等】

実施者	指示を行う要件	根拠法令
町長	・町民の生命、身体に危険が及ぶと認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	・町長が指示を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条 第6項
水防管理者	・洪水等により、著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の町民に対して避難の指示を実施する。	水防法第29条
警察官	・町長から要請があったとき ・町長が避難の指示をできないと認められ、なおかつ指示が急を要するとき ・人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にいないとき	自衛隊法第94条
消防吏員	・消防長又は消防署長は、火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命危険が著しく切迫していると認められるとき	消防法第23条の2

(5) 高齢者等避難・避難指示の内容

- 高齢者等避難・避難指示は、次の内容を明示して実施する。
- 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、必要に応じて専門家の技術的な助言の活用や、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

【高齢者等避難、避難指示の内容】

- ①発令の理由
- ②対象地域
- ③開設した避難所
- ④その他必要な事項

(6) 避難措置の周知【県、町、自衛官、警察官等】

①町民への周知徹底

- 高齢者等避難及び避難指示を発令した者は、速やかにその旨を町民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知する。この場合、文書(点字版を含む)や掲示板による周知を行うこととし、視聴覚障がい者への周知を徹底するとともに、情報の混乱を防止する。
- また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることについて周知する。

【避難行動要支援者を含めた町民への周知徹底】

- ア 直接的な周知として、町防災行政無線、広報車等を活用する。また、これによる避難呼びかけの際には、町民の避難行動を促すため、緊迫感を持たせるような工夫をほどこした呼びかけを行うものとする。
- イ Lアラート等を活用するなど、報道機関等の協力を得て、間接的に町民に広報する。また、町は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、避難行動要支援者を含めた町民への周知漏れを防ぐ。

②関係機関相互の連絡

- 避難指示の発令及び解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止する。
- また、避難指示等の解除にあたっては、十分に安全性の配慮に努める。

③積極的な避難行動の喚起

- 町は、危険の切迫性に応じて高齢者避難、避難指示等の伝達文の内容を工夫する、その対象者を明確にする、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達する等により、町民の積極的な避難行動の喚起に努める。

2 警戒区域の設定【県、町、自衛官、警察官】

(1) 警戒区域の設定

- 町長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずる。なお、町長がその任にあたることのできない場合は警察官が、警察官がその任にあたることのできない場合は自衛官がそれぞれ代替する。この場合は、直ちに町長に対して通知する。
- 消防職員は、水防活動を妨げないように、消防又は水防関係者以外を現場に近づけないよう措置をすることができる。

【警戒区域設定者】

設定権者	警戒区域設定の要件	根拠法令
町長	・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者について、警戒区域への立入りを制限、禁止又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条
警察官	・町長又はその職権を行う吏員がいない場合、又はこれらの者から要請があった場合、町長の権限を代行する。この場合、直ちに町長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその職権を行う吏員や警察官がいない場合に限り、町長権限を代行する。この場合、直ちに町長に対して通知する。	災害対策基本法第63条
消防吏員	・消防活動を確保するために、消防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	消防法第28条
水防管理者	・水防活動を確保するために、水防関係者以外の者を現場近くに近づけないように措置することができる。	水防法第21条

(2) 警戒区域設定の周知

- 警戒区域の設定を行った者は、町民への周知及び関係機関への連絡を行う。

3 避難誘導

(1) 避難誘導の方法【町、防災関係機関】

- 避難誘導は、町民の安全を最優先することとし、避難経路の要所に道標や係員を配置し、安全かつ迅速に誘導する。特に、避難行動要支援者に対してはマニュアルや個別避難計画等を策定し、避難支援を行う。

- ①避難誘導にあたり、指定緊急避難場所及び避難経路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めること
- ②避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防その他新たに災害が発生するおそれがある場所を避け、安全な経路を選定すること
- ③危険な地点には、表示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置すること
- ④自主防災組織、その他区長等、適切な者に協力を得ること
- ⑤町民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障がい者等、要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること
- ⑥避難誘導は受入先での救援物資の配給等を考慮して、できれば行政区等の単位で行うこと
- ⑦町は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、町と保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること

（２）町民の避難対応【町民】

①避難の優先

○避難にあたっては、病弱者、高齢者、障がい者等の避難を優先する。

②携行品の制限

○緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭、ちり紙等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

4 指定緊急避難場所【町】

○町は、発災時及び災害が発生するおそれがある場合には、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所等を開放し、町民等に対し周知徹底を図る。

5 広域避難（広域一時滞在）【国、県、町】

○町は、町外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町村との広域的な避難（広域一時滞在）に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

○町が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難（広域一時滞在）及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては町が直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

○また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たず、県が広域一時滞在のための要求協議を町に代わって行う。

第2 緊急輸送

震災時の緊急輸送を効率的に行うため、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。また、輸送車両等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

【留意点】

- 迅速な道路被害状況等の収集
- 関連業界等との協力体制の強化
- 車両、船舶、ヘリコプターによる総合的な輸送体制の構築
- 隣接県警察及び関係機関との連携
- 交通規制に関する情報の周知措置

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 緊急輸送の実施2 緊急輸送のための道路の確保3 輸送車両ヘリコプターの確保4 緊急輸送状況の把握5 交通規制 |
|--|

1 緊急輸送の実施【国、県、町、防災関係機関等】

（1）総括的優先順位

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①人命の救助、安全の確保②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施 |
|---|

（2）各段階における優先輸送対象

①地震発生直後

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 救助、救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資ウ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者エ 災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 |
|---|

②応急対策活動期

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">ア 前記①の続行イ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資 |
|---|

③復旧活動期

- | | |
|---|---------------|
| ア | 前記②の続行 |
| イ | 災害復旧に必要な人員、物資 |
| ウ | 生活用品等 |
| エ | 郵便物 |
| オ | 廃棄物の搬出 |

2 緊急輸送のための道路の確保

(1) 被害状況の把握【町、道路管理者】

○町及び各道路管理者は、緊急輸送道路の確保を最優先に行うために、県防災ヘリコプター等を効果的に活用して、所管する道路の被害状況や道路上の障害物の状況について速やかに調査を実施するとともに、応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を伝達する。

(2) 緊急輸送道路啓開の実施【町】

○行政区域内の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を把握し、速やかに県工事事務所（常総工事事務所、境工事事務所）に報告するとともに、所管する道路については、緊急輸送道路の確保を最優先に、啓開作業を実施する。

(3) 放置車両対策【町、道路管理者】

○町及び各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるとき、関係機関と協力して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

○運転者がいない場合等においては、町及び道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

○県公安委員会は、緊急交通路を指定し緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、町又は道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動の措置について要請する。

(4) 緊急通行車両の通行ルート確保【県】

○県は、町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(5) 啓開資機材の確保【町、道路管理者】

○町及び各道路管理者は、建設業者等との災害協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

3 輸送車両、ヘリコプターの確保

(1) 車両、ヘリコプターの調達【町】

○町は、事業者との協定を締結し、車両、ヘリコプター等の調達先、予定数を明確にしておくとともに、災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合、県に対して調達・あっせんを要請する。

(2) 輸送車両等の配車【町】

①配車

○各課への車両等の配分は災害の状況に応じて定める。

②配車手続

○各課は、必要とする車両等の請求を財務課に提出し、財務課は、所有車両等を請求部局へ引き渡す。

③料金の支払い

○調達した車両等の料金については、会計課において支払い手続を行う。

(3) 緊急通行車両の確認（緊急通行車両標章及び証明書の交付）

【県、町等緊急通行車両の実施責任者、下妻警察署】

○災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両（道路交通法に規定する緊急自動車を除く。）について、緊急通行車両としての申出に基づき、緊急通行車両標章及び証明書を以下の手続により適正に交付する。

【緊急通行車両の確認】

- | |
|---|
| <p>①緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人は、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認申出書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を求める。</p> <p>②前記により確認したときは、知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用人に対し、災対法施行規則第6条の2に規定する標章及び証明書を交付する。</p> <p>③交付を受けた標章は当該車両の前面の見やすい部位に表示する。</p> <p>なお、緊急通行車両の標章及び証明書の様式は資料編「緊急通行車両確認証明書等」のとおりである。</p> <p>④県公安委員会は、緊急通行車両についてあらかじめ災害応急対策用として申出があった場合、事前に標章等の交付を図るものとする。また、この事前に標章等の交付を受けることができることについて、災害応急対策に携わる見込のある者に対し、平時から周知に努める。</p> |
|---|

4 緊急輸送状況の把握【町】

○町は、発災直後において県が収集する緊急交通路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を入手し、関係各機関や緊急輸送主体からの問合せに対応できるよう努める。

5 交通規制

(1) 応急緊急対策期【町、下妻警察署】

①被災地への流入車両の制限

○町は、発災直後において、県警と協力の上、速やかに被災地を中心とした一定区域内への緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

ア 第一次交通規制

被災地を中心としたおおむね半径20kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

イ 第二次交通規制

震災の規模の実態の把握、事態の推移等を勘案しながら、第一次交通規制実施後速やかに、被災地を中心としたおおむね半径40kmの地点の主要交差点において、被災地方面に進行する緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。

②緊急交通路の交通規制

○災害対策基本法の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限する。同法の規定に基づく標識の様式は資料編「緊急交通路の交通規制標識」のとおりである。

③区域指定による規制

○災害状況により、災害現場及びその周辺の道路全てを緊急輸送のため確保することが必要な場合には、その必要な区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

④緊急交通路等における警察官等の措置

○警察官は、緊急交通路等に放置車両その他交通障害となる車両その他の物件がある場合は、直ちに立退き・撤去の広報・指示を行う。また、著しく障害となる車両その他の物件については、道路管理者等の協力を得て排除するほか、状況により必要な措置を講じる。
○なお、災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、警察官の職務を代行するものとし、自衛隊、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を実施する。

⑤広報活動

○交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、交通情報板、警察車両、立看板、横断幕、現場の警察官による広報のほか、テレビ、ラジオ等のあらゆる広報媒体を通じて、ドライバーをはじめ居住者等広く町民に周知する。

(2) 復旧・復興期【町、下妻警察署】

①復旧・復興のための輸送路の交通規制

○緊急交通路については、被災地における活動が、災害応急対策から復旧・復興活動に重点が移行する段階においては、災害の状況、災害応急対策の状況等を勘案して漸次見直しを行い、復旧・復興のための輸送路(復旧、復興関連物資輸送ルート)として運用する。
○この場合、復旧・復興の円滑化のため、原則として、復旧・復興関連物資輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

②災害応急対策期交通規制の見直し

○緊急交通路のほか、災害応急対策期から実施中の第一次及び第二次交通規制についても災害応急対策等の推移を勘案しながら、規制区間、箇所等の見直しを行い、実態に即した交通規制を実施する。

③広報活動

○復旧・復興期における交通関連情報について、あらゆる広報媒体を通じて町民への周知を

図る。

(3) 運転者のとるべき措置【運転者】

①走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること

【走行中の運転者がとるべき行動】

- ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること
- イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと
- エ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと

②避難のために車両を使用しないこと

③災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとること

【通行禁止区域等内の運転者がとるべき行動】

- ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること
 - 1) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - 2) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所
- イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること
- ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示にしたがって車両を移動又は駐車すること。その際、警察官の指示にしたがわなかったり、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること

第3 交通計画

災害により道路、橋りょう等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障をきたすおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによる。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 規制の種別等2 発見者の通知3 各機関別実施者4 道路、橋梁の応急対策 |
|--|

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次による。

(1) 道路法に基づく規制(同法第46条)【町、道路管理者】

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限(重量制限を含む。)する。

(2) 道路交通法に基づく規制(同法第4条、5条及び6条)【県警察本部、公安委員会、下妻警察署】

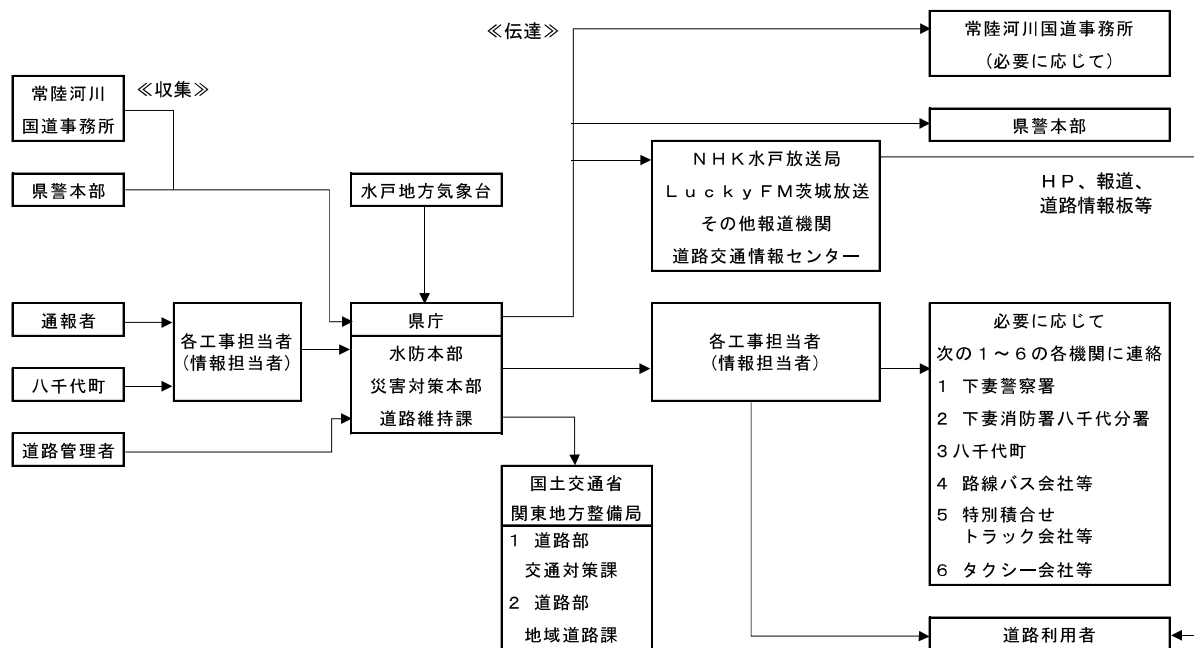
災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官(以下「警察関係機関」という。)は、歩行者又は車輛の通行を禁止し又は制限する。

(3) 災害対策基本法に基づく規制(同法第76条)【公安委員会】

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限する。

(4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。 道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。

①道路情報連絡系統



2 発見者の通知【交通災害発見者、警察官】

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通知する。

通知を受けた警察官又は町長は、相互に連絡する。町長はその路線管理機関に速やかに通知する。

3 各機関別実施者

(1) 道路管理者【町、道路管理者、下妻警察署】

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡する。

(2) 町【町、下妻警察署】

町以外の者が管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがないときは、町は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は町長が災害対策基本法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入りを制限し若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

(3) 警察関係機関【公安委員会、県警察本部】

警察関係機関は、道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災害対策基本法第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、又は制限を行う。なお、警察関係機関が行う規制の細則については、茨城県地域防災計画を参照のこと

4 道路、橋梁の応急対策【町、道路管理者】

道路、橋りょうの被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。したがって、道路、橋りょうの災害は万難を排して応急処理により交通確保に努める。応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

【応急対策の基本的な構想】

- (1) 町及び工事事務所の職員により交通制限等の処置をする。
- (2) 迂回路を確保し、これを表示する。
- (3) 町の管理する交通施設において、被害規模が大きく、町的能力だけでは十分な応急対策ができないと認められる場合は、県に援助を要請し、応急対策にあたる。
- (4) 隣接工事事務所又は被害の少ない工事事務所から機械、労力の応援を得て、上記処置にあたる。

第4 消火・救出・救助活動

地震発生による火災、浸水及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

【留意点】

- 被害情報の早期把握
- 対策活動の優先度の考慮
- 応援隊との連携
- 活動障害の考慮

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 消火活動2 救助・救急活動3 水防活動4 危険区域の調査及び被害想定図の作成5 消防通信体制の確立 |
|---|

1 消火活動

(1) 火災情報の収集、伝達【町、西南広域消防本部、消防団】

①被害情報の把握

○町及び西南広域消防本部は、町民等からの119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、自主防災組織等からの情報などを統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

②災害状況の報告

○西南広域消防本部消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応【西南広域消防本部、消防団】

①延焼火災が多発し、拡大のおそれがある場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消火活動を行う。

②同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

③大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中させて消火活動にあたる。

④重要対象物優先の原則

○重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合には、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

⑤火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により

火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、町民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建築物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請【西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、自らの消防力では十分な活動が困難であると判断した場合は、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、県知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(4) 応援隊の派遣【西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(5) 町民及び自主防災組織等による消火活動【町民、自主防災組織】

① 出火防止

○町民及び自主防災組織は、地震発生後直ちに火気の停止、ガス、電気の使用停止等を実施又は近隣に呼びかけ、火災を発見した場合は自発的に消火活動を行うとともに、消防機関に連絡する。

② 消火活動

○町民及び自主防災組織等は、消防機関に協力し、又は単独で地域での消火活動を行うよう努める。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努める。

2 救助・救急活動

(1) 消防機関による救助・救急活動【町、西南広域消防本部、消防団】

① 被害情報の収集、伝達

ア 被害情報の把握

町及び西南広域消防本部は、町民等からの119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員、自主防災組織等からの情報などを統合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

西南広域消防本部消防長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

② 救助・救急活動

○地震後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助、救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

③救助資機材の調達

○家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

④応急救護所の設置

○災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

⑤後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、いばらき消防指令センターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

⑥応援派遣要請

○西南広域消防本部は、自らの消防力で十分な活動が困難である場合、消防相互応援協定に基づき代表消防本部を通じて他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、県知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

⑦応援隊の派遣

○西南広域消防本部は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

(2) 自主防災組織等による救助・救急活動【町民、自主防災組織】

○町民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

3 水防活動

○震災時における水防活動は、茨城県地域防災計画、水防管理者が定める水防計画及び県水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 町の措置【町】

○地震が発生した場合、河川等の堤防、護岸の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるので、町長は、町内において震度4以上が発生した場合、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動にあたっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置く。

(2) その他の措置

①施設の管理者【町、水防施設管理者】

○堤防、水閘門等の管理者は、町内において震度4以上が発生した場合、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域

住民に連絡するとともに、ダム、水閘門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講じる。

②水防警報【国、県】

○国土交通省及び県は、ダム等が決壊又は決壊が予想され、洪水などの危険があると認めるときには、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。

4 危険区域の調査及び被害想定図の作成【町】

○町は、その区域内における危険地域のうち、次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施に努める。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけ崩れ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（危険物及び放射線関係施設等）

5 消防通信体制の確立【県、町】

○災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備を図る。特に、消防無線通信については、全県共通波の活用を図ることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導助言を行うよう努める。なお、有線通信についても、町は相互に専用線の確保に努める。

第5 応急医療救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

【留意点】

- 地域レベルでの災害対策の強化
- 情報途絶を前提とした医療救護体制の確立
- 後方搬送体制の確立
- 医療ボランティアの確保

- 1 応急医療体制の確保
- 2 後方支援活動

1 応急医療体制の確保

（１）初動体制の確保【医療関係機関】

- 災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うために、町の災害対策本部設置に併せて、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。
- また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努める。

（２）医療救護班の編成【町、医療関係機関】

- 町は、必要に応じ医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類や程度により真壁医師会並びに町内医療関係者に出動を要請し、迅速な医療救護活動を行う。

【町内医療関係者一覧】

名 称	所 在 地	電 話	診 療 科 目
八千代病院	栗山238	48-1181	外科・胃腸科・肛門科・内科・ 整形外科・循環器科・消化器科・ 呼吸器科・訪問診療・禁煙外来
菊山医院	高崎1073	48-1294	内科・小児科・アレルギー科・ リウマチ科
佐々木整形外科	菅谷1065-2	30-2424	整形外科、リハビリテーション 科
茨城西南医療センター病院付属 八千代診療所	菅谷1170-1	48-2001	内科

（３）医療救護チーム・DMATの編成、派遣【県、町、医療関連機関】

- 町長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により地区医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

- また、災害の程度により町的能力をもってしては十分でないと認められるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。
- 県は、町から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、県立病院をはじめ国立病院機構病院、日赤茨城県支部、県医師会、県歯科医師会等関係団体、災害拠点病院（茨城県西部メディカルセンター）及びDMAT指定医療機関に対し協力を要請する。
- また、必要に応じ、国及び県医師会を通じ日本医師会の災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の派遣を要請する。
- なお、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、JMAT、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図る。その調整にあたっては災害医療コーディネーターを活用し、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎを適切に行う。

（４）医療救護所の設置【町、医療関連機関】

- 町は、災害の発生場所、規模及び患者数等を考慮し、適切な場所に救護所を設ける。また、必要に応じ避難所等の巡回診療を行う。

（５）医療救護チーム・DMATの輸送【国、県、町、医療関係者等】

- 医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム・DMAT等への災害時緊急給油票の発行など特段の配慮を行う。

２ 後方支援活動

（１）患者受入先病院の確保【町、防災関係機関】

- 医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院、治療等の医療救護を行う。

（２）搬送体制の確保【県、町、医療機関等】

- 病院等が後方医療施設への転送を行う場合には、自己所有の救急車又は応援側消防機関の救急車により後方搬送を実施する。ただし、消防機関の救急自動車が確保できない場合は、町が輸送車両の確保に努める。必要に応じ県、県警、自衛隊に対しヘリコプターによる搬送を要請する。

（３）人工透析の供給等【県、町、医療機関等】

①人工透析の供給

- 透析医療については、慢性的透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドローム※による急性的患者に対して提供することが必要である。県及び町は、茨城透析医災害対策連絡協議会と連携し、被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体、病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

※クラッシュ・シンドローム：長時間、体が挟まれたりして圧迫された場合に筋肉の組織が破壊され、その破壊された筋肉から発生した有毒な物質が、圧迫が解けた後に、血液中に溶けだして全身にまわること

- 病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保

に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、災害透析基幹病院や茨城透析医災害対策連絡協議会と調整し、他の病院等へあつせんする。

○県は、病院等からの要請を受けて、医薬品等の供給や患者移送の確保に努める。

②人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

○町は、県、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認するとともに、必要に応じ在宅患者のために医療提供を行う。さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は、関係団体（県薬剤師会、日本産業・医療ガス協会等）に供給を依頼する。

○また、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

○病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合、在宅患者への貸出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

③周産期医療

○町の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

○患者搬送のコーディネート等については、災害時小児周産期リエゾンを活用する。

（４）医療ボランティア活動【医療関連機関】

○災害発生後、直ちに各医療関係団体は、医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

○医療ボランティアの活動内容は、資料編「医療ボランティア一覧」のとおり。

第6 危険物災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

【留意点】

- 被害状況の緊急点検
- 連絡体制の確保

- 1 危険物等流出対策
- 2 石油類等危険物施設の安全確保
- 3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保
- 4 毒劇物取扱施設の安全確保
- 5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

1 危険物等流出対策

○地震により危険物等施設が損傷し、河川に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合は、町並びに危険物等取扱事業所は次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

（１）連絡体制の確保【危険物等取扱事業所】

○危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、町等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

（２）危険物等取扱事業所の自衛対策【危険物等取扱事業所】

○危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の取扱作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

（３）県及び町の対応【県、町】

○町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

○県は、町から危険物等流出の連絡を受けた場合には、防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

（４）地域住民に対する広報【町、危険物取扱事業所】

○地震等により危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

【町民に対する広報活動】

①危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに県、町、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

②町

町は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施【石油类等危険物施設管理者】

○地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察、防災関係機関等に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置【県、西南広域消防本部】

○西南広域消防本部は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

○県は、町からの要請に応じ、応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講じる。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

(1) 防災活動の実施【高圧ガス設備等取扱事業者】

○高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集【高圧ガス設備等取扱事業者】

○高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は、地震発生後、県及び一般社団法人県高圧ガス保安協会の行う災害情報収集に協力し、関係機関への防災情報の提供に資する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援態勢の活用

【県、一般社団法人県高圧ガス保安協会 高圧ガス設備等取扱事業者】

○県及び一般社団法人県高圧ガス保安協会は、高圧ガス設備取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

4 毒劇物取扱施設の安全確保

(1) 施設の調査【毒劇物取扱施設管理者】

○毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。

○施設外への毒物又は劇物の流出等をおこすおそれがある場合、又は流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講じるとともに、管轄保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて、町に連絡する。

(2) 施設付近の状況調査及び処理と町民の避難誘導【町、西南広域消防本部、下妻警察署】

- 町は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し、県に報告する。県は町から連絡を受けた場合は、消防機関等関係機関と連携を図り、毒物又は劇物の中和、希釈等の応急措置を講じ、被害の拡大を防止する。
- また、町は、警察署、消防機関と協力の上で町民への広報活動及び避難誘導を行う。

5 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

- 建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。
- 建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）に従って石綿の飛散を防止する。

第7 燃料対策

災害時においても、町の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の自家発電用燃料、応急対策を実施する応急対策車両等の燃料は継続して供給する必要がある。

このため、燃料の供給状況や給油所の被災状況を確認するとともに、応急対策車両の優先・専用給油所の開設等を、迅速・的確に実施する。

【留意点】

- 迅速な状況の確認と情報共有
- 重要施設への燃料の供給
- 応急復旧等を実施する車両への燃料の優先供給
- 町民への普及啓発

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 連絡体制の確保と情報の収集2 災害応急対策車両への燃料の供給3 町民への広報 |
|--|

1 連絡体制の確保と情報の収集

（1）連絡体制の確保【県、町、県石油業協同組合】

○県、町及び県石油業協同組合は、震災発生直後、あらかじめ連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

（2）給油所の被災状況の確認【県、町、県石油業協同組合】

○県及び町は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の被災状況を確認する。

（3）燃料の供給状況の確認【県、町、県石油業協同組合】

○県及び町は、県石油業協同組合を通じ、組合加盟給油所の燃料の調達の状況や、石油元売各社の状況について確認を行う。

2 災害応急対策車両への燃料の供給

（1）災害応急対策車両専用・優先給油所の設置【県、町、県石油業協同組合】

○県及び町は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、あらかじめ指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

（2）「災害時緊急給油票」の発行【県、町、防災関係団体】

○県及び町は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要な工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。

○なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのか分かるような表示を行う。

（3）緊急車両への燃料の供給【災害応急対策車両専用・優先給油所】

○災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持参した車両に燃料の供給を行う。

○災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用人が専用・優先給油所において給油を行う場合には、あらかじめ定めるルールにしたがい給油を受ける。

3 町民への広報【町】

○町は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、町民に対し、燃料の供給状況や今後の見込等について定期的に情報を提供する。

第5節 被災者生活支援

第1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、各被災者の状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため、被災者の把握に関わる業務を積極的に行う。

なお、町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。さらに、災害時には、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

【留意点】

- 被災者把握のための調査体制の整備
- 避難者把握のための窓口の明確化
- 避難者、疎開者、自宅被災者等の把握

- 1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握
- 2 罹災証明書の交付

1 避難者、疎開者、自宅被災者の把握

町は、指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所以外の場合（自宅、車中泊、テント泊等）で生活し、食料や飲料水等のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

（1）登録窓口の設置及び被災者台帳の作成【町】

- 発災後、避難者の氏名、自宅住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。
- また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。
- なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう検討する。

（2）避難者等の調査の実施【町】

①調査体制の整備

- 町は、救助法の適用、避難所の開設、食料、飲料水、生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備する。

【調査体制】

ア 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、関係部局の職員やボランティア等からなる調査チームを地域別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

イ 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

②調査の実施

○町は、①に基づき調査を実施する。必要があれば、県に調査を要請する。

③調査結果の報告

○町は、調査結果を統括し、救助法の適用、避難所の開設、食料、飲料水、生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

2 罹災証明書の交付

(1) 被害認定調査

○被害認定調査において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分とする。

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、次表のとおりである。

○被害認定調査の手順は、資料編「災害に係る住家の被害認定フロー」を参照する。

【災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和6年5月）（内閣府）】

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

(2) 罹災台帳の作成

○罹災台帳は、被害認定調査結果をもとに作成する。

(3) 罹災証明書の発行

○町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、

住家等の被害程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

- なお、町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。
- 罹災台帳に記載されているものについては、被災者の申請に基づき、台帳を確認のうえ発行する。
- 罹災台帳に記載がなく、かつ本部において被害状況を確認できないものについては、申請に基づき調査を行い、確認後に発行する。

(4) 証明手数料

- この計画に基づく「罹災証明書」の発行については、無料とする。

(5) 証明の範囲【町】

- 罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害のとき発行する。

- | |
|-------------------------|
| ①人的被害（死亡者、行方不明者、負傷者の人数） |
| ②物的被害 |
| ア 全壊（全焼・流出） |
| イ 大規模半壊 |
| ウ 中規模半壊 |
| エ 半壊 |
| オ 準半壊 |
| カ 準半壊にいたらない（一部損壊） |

第2 避難生活の確保、健康管理

指定避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、指定避難所の開設及び健康管理等を推進していく。

【留意点】

- 使用可能施設・設備の把握
- 町民との協力体制の確保
- 避難者の状態把握

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営2 指定避難所等における生活環境の整備3 健康管理4 精神保健、心のケア対策 |
|--|

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設・運営

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設【町】

- 町は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、町民等に対し周知徹底を図る。併せて、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れる。
- また、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。
- 町は、被害状況により指定避難所を設置する必要があると認められるときは、下記の基本事項により指定避難所を開設する。
- さらに、町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、被災地以外の地域にある施設を含め、ゴルフ場や旅館、ホテル等を避難所として借り上げ、実質的に福祉避難所として開設するなど、多様な避難所の確保に努める。
- また、町は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から町民への周知徹底に努める。

① 基本事項

ア 対象者

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者2) 現に災害に遭遇(旅館の宿泊人、通行人等)した者3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者 |
|---|

イ 設置場所

- 1) 指定避難所としてあらかじめ指定している施設(資料編「指定避難所・指定緊急避難場所一覧」参照)
- 2) 広域避難地等に設置する小屋、テント等の野外受入れ施設

ウ 救助法による設置費用の範囲及び限度額

- 1) 費用の範囲
 - (ア) 賃金職員等雇上費
 - (イ) 消耗器材費
 - (ウ) 建物の使用謝金
 - (エ) 器物の使用謝金、借上費又は購入費
 - (オ) 光熱水費
 - (カ) 仮設トイレ等の設置費
- 2) 限度額
基本額 避難所設置費 1人1日当たり350円以内
- 3) 加算額
 - (ア) 冬季(10月～3月)についてはその都度定める額
 - (イ) 福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

エ 設置期間

災害発生の日から7日以内とする。
ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、県知事の事前承認(厚生労働大臣の同意を含む。)を受ける。

②指定避難所開設の要請

○町は、指定避難所が不足する場合は、県に対し、指定避難所の開設及び野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。県は、町から要請があった場合、又は町からの報告及び被害状況により必要だと認められる場合は、他市町村に対し指定避難所開設を指示するとともに、野外受入れ施設の設置に必要な資材の調達を行う。

③指定避難所開設の報告

○町は、指定避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

【県への報告内容】

ア 指定避難所開設の目的	イ 箇所数及び受入れ人員	ウ 開設期間の見込
--------------	--------------	-----------

(2) 指定避難所の運営管理【町】

○町は、指定避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各指定避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて指定避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点や避難所の安全性の確保に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により指定避難所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町に対しても協力を要請する。また、指定避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

①男女双方の視点

○女性専用の物干し場、授乳室の設置、男女別の更衣室等

○生理用品・女性用下着等の女性用品の女性による配布

②避難所の安全性の確保

○巡回警備や防犯ブザーの配布するとともに、女性警察官を中心とした訪問班を編成し、避難所における被災者の避難実態、相談・要望の把握等に努める。

○町の要請があった場合、県は職員を派遣するとともに、他市町村に対し職員の派遣を指示する。

○指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。

○指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

○町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(3) 指定避難所における町民の心得【避難住民等】

○指定避難所に避難した町民は、指定避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、町は平常時から指定避難所における生活上の心得について、町民に周知を図る。

【指定避難所における町民の心得】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力②正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等への協力③ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守④要配慮者への配慮⑤プライバシーの保護⑥その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項⑦貴重品は置いたままにせず、できる限り携行する⑧車、オートバイ、自転車は、必ず鍵をかけ、車内に貴重品を置いたままにしない⑨1人での行動を避け、大人は子供を見守る |
|---|

(4) 福祉避難所における支援【町】

①福祉避難所の指定

○要配慮者は、心身の状態や障がいの種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、町は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備する。

○その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備が整備されているもの等を指定する。

○災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

○特に、要配慮者へ円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

②福祉避難所の周知

○町は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く町民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

③食料品・生活用品等の備蓄

○町は、食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

④福祉避難所の開設

○町は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設する。

⑤福祉避難所開設の報告

○町は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- ア 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- イ 福祉避難所開設の目的
- ウ 施設名、各対象受入れ人員（高齢者、障がい者等）
- エ 開設期間の見込

2 指定避難所等における生活環境の整備

（１）指定避難所等における生活環境の維持【町】

○町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活を維持するために避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。仮設トイレは、衛生的で誰もが快適に使える仕様のトイレを設置するよう努める。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。さらに、災害応急対策に必要な車両の駐車のためのスペースの確保に努める。

○避難の長期化等により必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

○また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

○なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図る。

（２）対象者に合わせた場所の確保【町】

○町は、指定避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障がい者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。なお、一般の指定避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて町は福祉避難所を設置する。

(3) 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及【町】

○町は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 避難所外における避難者対策【町】

○町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供する。

○町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数や食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行い、被災者支援に係る情報を提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

3 健康管理

(1) 被災者の健康(身体・精神)状態の把握【町】

○町は、避難所において、被災者の健康(身体・精神)状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要に応じて、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

○災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェーズに応じた活動を実施する。

○活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

(2) 避難所の感染症対策

○町は、避難所において、感染症の発生を防止するため、県で策定した「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

○また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

○なお、避難所における感染症対策について、避難者の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用等を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努める。

(3) 要配慮者の把握【町】

○町は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

(4) 関係機関との連携の強化【町】

○町は、支援を必要とする高齢者、障がい者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

4 精神保健、心のケア対策

(1) 心のケア活動の実施【県、町】

①相談窓口

○県は、精神保健福祉センター（以下「センター」という。）及び保健所に開設された心の健康相談窓口について、各種広報媒体を活用し、広報を図る。

○センターは、心のケアに対する正しい知識の普及を図るため、災害時の心のケアや心的外傷後ストレス障がい（PTSD）に関するパンフレット等を作成し、町及び保健所を通じ被災者に配布する。

②精神保健医療体制

○県及びセンターは、DPAT調整本部を障害福祉課内に設置し、原則として、精神科医療機関の現状、町や保健所が行う心のケア活動の情報収集、関係者への情報提供（FAX等）を一元的に行う。また、県及びセンターは、DPATと連絡・調整を行い、被災地の保健・医療の現況等に応じた心のケア活動の方針等を示す。DPATは、町、保健所、日赤こころのケアチーム、その他の関係機関との連携を図りながら、精神保健医療の支援にあたる。

○保健所及び町は、連携して次のことを実施する。

ア フェーズ1～2

・心の健康相談、DPATによる避難所への巡回診療のサポート及び同行訪問

イ フェーズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、DPATへの情報提供

ウ フェーズ4

・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）

・PTSD（心的外傷後ストレス障がい）への対応

○町及び保健所は、特に、心理的サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子ども、障がい者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

③DPATの派遣要請

○県は町の要請若しくは必要に応じ、国や関係団体へDPATの派遣を要請する。DPATは、保健師派遣チーム等と連携し、精神科医療が必要な者への治療にあたりるとともに、相談、カウンセリング等適切な対応を行う。さらに、被災者のケアを行っている職員の精神的ケアを行う。

（2）精神科救急医療の確保【県】

○県は、治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神科病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、受入れ可能な医療機関の確認、搬送の手続など、入院できるための体制を確保するものとする。

○こうした病状の悪化した精神障がい者を受入れる病床の確保については、各医療機関と調整を行い、保健所、センター等に情報の提供を行う。

（3）災害時の心のケアへの対応【町】

○災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障がい、ASD）や心的外傷後ストレス障がい（PTSD）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

○ハイリスク者の把握のため、災害直後から、見守りの必要があると思われる町民に対して、心のチェックリスト等（茨城県災害時保健活動マニュアル（第2.3版）様式13）を用いてスクリーニングを行う。

参考：（公財）東京都医学総合研究所のホームページ I E S - R

改定出来事インパクト尺度日本語版 www.ncnp.go.jp/pdf/mental_info_check.pdf

○ハイリスク者の対応において、医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているDPATの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精

神科医療機関の受診につなげる。

第3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、震災応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、町及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び町は、ボランティアの協力を得ることにより被災者における早期の生活再建を図る。

【留意点】

- 被災者ニーズの把握
- 行政内部の調整

- 1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営
- 2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

○次に記載するボランティアは、一般ボランティアに関する内容である。

（１）受入れ体制の確保【町、町社会福祉協議会】

○災害発生後、災害ボランティアセンターの設置予定場所は、町社会福祉協議会にするとともに、県社会福祉協議会に設置されるボランティア支援本部と連携し、ボランティアの受入れ体制を確保する。

（２）「受入窓口」の運営【町、町社会福祉協議会】

① 災害ボランティアセンターにおける活動内容

○町社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ア 町及び関係機関からの情報収集
- イ 被災者からのボランティアニーズの把握
- ウ ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- エ ボランティアの受付
- オ ボランティアの調整及び割り振り
- カ 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- キ 必要に応じて、ボランティア支援本部への応援要請
- ク ボランティア保険加入事務
- ケ 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- コ その他被災者の生活支援に必要な活動

2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

（１）災害ボランティアセンターとの連携【町、町社会福祉協議会】

○町は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し町と災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

（２）ボランティアに協力依頼する活動内容【町】

○ボランティア「受入窓口」において、ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

①ボランティアに協力依頼する活動内容

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介助等）
- ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介助、食事・飲料水の提供等）
- エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

（3）活動拠点の提供【町】

- 町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努めるほか、町社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。
- また、町は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

第4 ニーズの把握・相談窓口の設置・生活情報の提供

発災後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。

また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

【留意点】

- 避難行動要支援者への配慮
- 関係機関・団体との連携
- 的確な情報窓口への振り分け

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">1 ニーズの把握2 相談窓口の設置3 生活情報の提供4 安否情報の提供 |
|--|

1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握【町】

○町は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、行政区長や民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

○さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

①予測されるニーズの内容

- ア 家族、縁故者等の安否
- イ 不足している生活物資の補給
- ウ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- エ メンタルケア
- オ 介護サービス
- カ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等避難行動要支援者のニーズの把握【町】

○自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居)、障がい者等のニーズの把握については、町、民生委員、ホームヘルパー、保健師等地域包括ケアシステム構成員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズの把握に努める。

①予測されるニーズの内容

- ア 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- イ 病院通院介助
- ウ 話相手
- エ 応急仮設住宅への入居
- オ 縁故者への連絡

2 相談窓口の設置【町、関係団体】

(1) 総合窓口の設置

○町は、(2)に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を速やかに設置し、町、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

○この総合窓口は、被害の程度及び風水害や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

(2) 各種相談窓口の設置

○町は、被災者のニーズに応じて相談窓口を設置する。

○相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

○また、避難の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。予想される相談内容については、資料編「予想される相談内容」を参照。

3 生活情報の提供

○各防災関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、地震活動の状況、安否情報、ライフライン、交通施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供する。

○その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者、車中泊避難等を考慮して伝達広報を行う。

(1) テレビ、ラジオの活用【町】

○テレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障がい者のために文字放送による情報の提供に努める。

(2) インターネットメールの活用【町】

○インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、各防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用【町】

○ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) FAXの活用【町】

○避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電機メーカー等の協力を得て、FAXを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行【町】

○様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時災害放送局の設置、運営【町】

○阪神・淡路大震災以降、それぞれの災害発生時に開設されている臨時災害放送局を、災害復興・被災者支援の情報発信源として位置付けて運営する方法も検討する。なお開設にあたっては、関東総合通信局及びNHK等の放送事業者等との連携に努める。

4 安否情報の提供

- 町は、被災者の安否情報について照会があったとき、被災者等の権利や利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努める。
- 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるとともに、安否情報の提供にあたっては、被災者の個人情報の管理を徹底する。

第5 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、町民の基本的な生活は確保されなければならない。このため、食料、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行う。

【留意点】

- 発災時間及びライフライン機能の被害と供給品目との対応
- 避難所等における被災者数及び被災者の状況の把握
- 協力体制の確保
- 通信途絶を想定した調達・供給体制の確保
- 災害時支援物資提供体制の構築

- | |
|------------------|
| 1 食料、生活必需品の供給 |
| 2 応急給水の実施 |
| 3 災害時支援物資提供体制の構築 |

1 食料、生活必需品の供給

（１）食料、生活必需品等の給与【県、町、近隣市町】

①炊き出しの実施及び食品、生活必需品等の配分

○町は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

②県、近隣市町への協力要請

○町は、多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料、生活必需品供給の実施が困難と認めたときは、災害時相互応援に関する協定に基づき、県及び近隣市町に炊き出し等について協力を要請する。県は、町から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講じる。

【県への協力要請】

- | |
|--------------------|
| ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請 |
| イ 集団給食施設への炊飯委託 |
| ウ 調理不要なパン、おかゆ等の供給 |

③品目

ア 食料

○パックごはん、おにぎり、弁当、パン、ビスケット・クッキー、即席めん、味噌汁・スープ、レトルト食品、缶詰、乳児用粉ミルク・液体ミルク、飲料水等

イ 生活必需品等

- 1) 寝具（毛布や段ボール製ベッド・間仕切り等）
- 2) 日用品雑貨（石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレトペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガ

ムテープ等)

- 3) 衣料品（作業着、下着、靴下、運動靴、雨具等）
- 4) 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）
- 5) 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）
- 6) 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、L P ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等）
- 7) その他（ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等）

（２）輸送拠点の開設等【町】

①集積地の指定、輸送拠点の開設

- 町は、あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、速やかに地域内輸送拠点を開設し、避難所までの輸送体制を確保して、調達した物資の集配を行う。
- 町は、地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保する。

②集積地の管理

- 町は、物資の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理の万全を期す。また、効率的な管理を行うため、トラック協会等との災害時応援協定に基づき、フォークリフト、パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに、積込みに際しては、ボランティア等の活用を図る。

2 応急給水の実施【町】

- 町は、給水状況や町民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ①被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること
- ②保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生確保の方策を盛り込むこと
- ③町（水道事業者等）が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること
- ④高齢者等の要配慮者が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと
- ⑤継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること
- ⑥応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること

（１）応急給水資機材の調達

- 町（水道事業者等）は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

（２）応急給水活動の実施

①活動内容

- 町（水道事業者等）は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、調達車両等によって行うものとする。
- また、町（水道事業者等）は、配水池や飲料水兼用耐震貯水槽の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。
- 県は、町から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、関係機関に支援を要請する。

②応急給水量等

○1人1日3L

○応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

【応急給水の目標】

地震発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法	備考（水用途）
～3日	3L/人・日	おおむね1km以内※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）運搬給水を行う。	飲料等
7日※2	20～30L/人・日※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量250L/人・日	おおむね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

（注1）医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

（注2）目標水量、水運搬距離は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例ではおおむね1km以内としているが、町民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。

また、町民に対して日常から水の備蓄等と呼びかけ、応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じて更に仮設給水栓を設置し、町民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として20L/人・日とし、これに水洗トイレ（1～2回/人・日程度）の使用水量を見込む場合は30L/人・日とした。20L/人・日とする場合、水洗トイレの水量は、風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

③給水拠点及び給水能力

○町の給水拠点は、八千代町浄水場（八千代町大字菅谷725 TEL0296-48-2037）である。

（3）検査の実施【県、町】

○町（水道事業者等）は、車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など、井戸水等を飲用しなければならない場合は、飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請することができる。

○県は、町から要請があった場合又は県が必要と認める場合は、検査機関に検査を依頼する。

3 災害時支援物資提供体制の構築

○これらの生活救援物資供給の課題を踏まえ、災害時に、各指定避難所における避難者等のニーズを迅速に把握し、的確に物資を供給するための仕組みを構築する。

第6 要配慮者安全確保対策

地震災害時、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障がいからの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

【留意点】

- 要配慮者への配慮
- 行政と地域住民及びボランティア等との協力体制の確保

- 1 社会福祉施設等入居者等に対する安全確保対策
- 2 在宅要配慮者に対する安全確保対策
- 3 外国人に対する安全確保対策

1 社会福祉施設等入居者等に対する安全確保対策

（1）救助及び避難誘導【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等に対して安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、必要な援助の内容を把握し、速やかに援助のために必要な連絡調整を行う。また、援助可能な社会福祉施設及びボランティア組織等にも協力を要請する。

（2）搬送及び受入先の確保【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、病院等の医療施設及び他の社会福祉施設等受入先を確保する。

（3）食料、飲料水及び生活必需品等の調達【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じたときは、町に対し応援を要請する。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

（4）介護職員等の確保【町、社会福祉施設等管理者】

- 施設等管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、町及び他の社会福祉施設等に対し応援を要請する。
- 町は、施設等管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の社会福祉施設やボランティア等へ協力を要請する。

（5）巡回相談の実施【町、社会福祉施設等管理者】

- 町は、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者等に対して、近隣住民(自主防災組織等)や、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを

把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧【町、東京電力パワーグリッド株式会社、ガス事業者】

○電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

2 在宅要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動【町】

○町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員、近隣住民(自主防災組織等)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

○あらかじめ定める避難情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各避難行動要支援者に関する個別避難計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保【町】

○町は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織等)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、避難行動要支援者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供【町】

○町は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(4) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮【町】

○町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、町は、福祉避難所の食料品の備蓄にあたっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障がい者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス【町】

○町は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など在宅療養の支援者等によりチームを編成し、在宅や避難所等で生活する避難行動要支援者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設【町】

○町は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

3 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導【県、町、県国際交流協会】

○県及び県国際交流協会は、町の要請に基づき、語学ボランティアに協力を要請する。

○町は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線、インターネット通信等を活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動【町、県国際交流協会】

○町は、警察、近隣住民(自主防災組織等)、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

（３）情報の提供【町、県国際交流協会】

- 町及び県国際交流協会は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、災害多言語支援センターを設置し、語学ボランティア（県国際交流協会登録者）等の協力も得て、外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。
- 町は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。
- 県国際交流協会は、外国人旅行者に対して、災害時に速やかに防災情報が提供できるよう、国の示す災害時におけるガイドラインの周知や災害情報を提供するアプリケーションの利用の促進など、市町村や観光施設・宿泊施設などと連携を図る。

（４）外国人相談窓口の開設【町、県国際交流協会】

- 県は、県国際交流協会と連携し、語学ボランティアの協力を得て、災害に関する外国人の「相談窓口」を協会内に開設し、総合的な相談に応じることになっており、町は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。また、町は県や他市町村との間で「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

第7 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合、町及び町教育委員会は関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保する。

【留意点】

- 発災時間と応急対策との関連
- 想定される地震の種類と対策の対応
- 避難所との共存
- 保護者への引き渡し
- 関係機関の連携制度の構築

- 1 児童生徒の安全確保
- 2 応急教育
- 3 学校以外の教育機関等の対策

1 児童生徒の安全確保

（1）情報の収集、伝達【県、町、各学校】

- 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町教育委員会を通じて各学校長等に対し災害に関する情報を迅速、的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
- 学校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合、教職員に対し速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- なお、児童生徒への伝達にあたっては、混乱を防止するよう配慮する。
- 学校長等は、児童生徒及び学校施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会に報告する。
- 県、町、各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておく。

（2）児童生徒の避難等【町、各学校】

①避難の指示

- 学校長等は、災害の状況を的確に判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を的確に指示する。なお、状況によっては、教職員が個々に指示を行う。

②避難の誘導

- 学校長、教職員等は、児童生徒の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき避難誘導を行う。
- なお、状況により校外への避難が必要な場合は、町教育委員会その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

③登下校時の危険防止

- 学校長等は、登下校途中における危険を防止するため、児童生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団登下校、又は教職員による引率等の措置を講じる。
- なお、通学路の安全について、日頃から点検に努める。

④校内保護

- 学校長等は、災害の状況により、児童生徒を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講じる。
- なお、この場合、速やかに町教育委員会に対し児童生徒数その他必要な事項を報告する。
また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続する。
- なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努める。

⑤保健衛生

- 町、各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。
- また、学校長等は、災害時において建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒の保健衛生について必要な措置を講じる。

2 応急教育

（１）教育施設及び授業【町】

- 県及び町教育委員会は、相互に協力し教育施設等を確保するため、次の措置を講じる。
- ①校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- ②校舎の被害が相当大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残っている安全な校舎で合併又は二部授業を実施する。
- ③学校施設が使用不可能又は通学が不能な状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- ④校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館等の公共施設の一時利用、軽被害の近隣学校の一部使用、応急仮設校舎の設置により授業を行う。
- ⑤施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。
- ⑥校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

（２）教職員の確保【町】

- 町教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のため、次の措置を講じる。
- ①災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。
- ②教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

（３）教科書、学用品等の給与【県、町】

- ①町は、災害により教科書、学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障をきたしている小、中学校の児童生徒に対して学用品等を供与する。
- ②町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

（４）避難所との共存【町、各学校】

- 学校が教育の場としての機能と、避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う町、町教育委員会、学校は事前に次の措置を講じる。
- ①町は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。

- ②町は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議し、それぞれの役割分担を明確にする。
- ③指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- ④学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。
- ⑤指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

3 学校以外の教育機関等の対策【各教育機関】

- 町内にある学校以外の教育機関（幼児施設等）の長は、上記1に準じて安全を図る措置を講じる。

第8 帰宅困難者対策

地震発生直後においては、救助・救援活動、消火活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な備蓄等を促す必要がある。

【留意点】

○自助・共助・公助による対応

1 町・企業・学校その他教育機関等の取組

1 町・企業・学校その他教育機関等の取組

(1) 町の取組【町】

①普及啓発

○企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるよう、安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

②備蓄の確保

○町は、帰宅できず会社等に滞留する通勤者や学生、観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

③情報提供

○町は、交通事業者等との連携を図り、路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

④交通事業者との連携体制の整備

○町は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。町と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進する。

○また、一時滞在場所の確保にあたっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

(2) 企業等の取組【企業】

①従業員の待機

○企業等は、道路の損壊等により車両の通行が困難となり、復旧の見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間とどめるよう努める。

②備蓄の確保

○企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、最低3日分、推奨1週間分の必要な飲料水、食料、毛布などの物資の備蓄に努める。

③環境整備

○企業等は、従業員等を一定期間事業所内にとどめておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に

待機できる環境整備に努める。

④事業継続計画等への位置づけ

○企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておく。

⑤安否確認方法の周知

○企業等は、大規模災害時には、電話が混雑し通話不能になることを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル「171番」、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を活用するよう周知しておく。

⑥町、自主防災組織等との連携

○企業等は、町や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努める。

（3）各学校の取組【各学校】

①帰宅困難者への情報提供

○あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

②飲料水等の備蓄

○飲料水等の備蓄を行う。

第9 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受入れ、迅速・的確に被災者へ配送しなければならない。このため、被災者が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

【留意点】

- 被災地ニーズの把握
- 被災地情報の発信
- 民間力の活用

1 義援物資の調査、配分

1 義援物資の調査、配分【町】

- 町は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。
- 町は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、町ホームページ等を通じて情報発信する。

第10 家庭動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、家庭動物の保護及び適正飼養について支援する。

【留意点】

○家庭動物の保護及び適正飼養

1 避難所における動物の適正飼養に係る措置

1 避難所における動物の適正飼養に係る措置【町】

○町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に家庭動物を受入れられるよう努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。また、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について獣医師会等と連携し、必要な措置を講じる。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。

第6節 災害救助法の適用

町の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

【留意点】

- 被災情報の迅速な収集及び伝達体制の整備
- 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- | |
|----------------|
| 1 被害状況の把握及び認定 |
| 2 救助法の適用基準 |
| 3 救助法の適用手続 |
| 4 救助法による救助 |
| 5 郵便事業に係る特別取扱い |

1 被害状況の把握及び認定【県、町】

○救助法の適用にあたっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

- ①住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯については1世帯
- ②住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1/2世帯
- ③床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯については1/3世帯

(2) 住家の滅失等の算定

①住家の全壊、全焼、流失

○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

②住家の半壊、半焼

○住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

③住家の床上浸水

○①及び②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

①住家

○現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

②世帯

○生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 救助法の適用基準

○救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、県知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。県の人口は、2,812,901人（令和6年4月1日現在）、町の人口は、20,292人（令和6年4月1日現在）となっており、本町は、各表の網掛けした基準が該当する。

- （1）町における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき（救助法施行令第1条第1項第1号）

表 施行令別表第1

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000人未満		30世帯
5,000人以上	15,000 "	40 "
15,000 "	30,000 "	50 "
30,000 "	50,000 "	60 "
50,000 "	100,000 "	80 "
100,000 "	300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

- （2）町の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、町の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること（救助法施行令第1条第1項第2号）

表 施行令別表第2

都道府県の区域内人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	1,500 "
2,000,000 "	3,000,000 "	2,000 "
3,000,000 "		2,500 "

表 施行令別表第3

市 町 村 の 人 口		住家滅失世帯数
5,000人未満		15世帯
5,000人以上	15,000 "	20 "
15,000 "	30,000 "	25 "
30,000 "	50,000 "	30 "
50,000 "	100,000 "	40 "
100,000 "	300,000 "	50 "
300,000 "		75 "

- (3) 町の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であつて、町の区域内の被害世帯数が多数あること(救助法施行令第1条第1項第3号)

表 施行令別表第4

都道府県の区域内の人口		住家滅失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 "	7,000 "
2,000,000 "	3,000,000 "	9,000 "
3,000,000 "		12,000 "

- (4) 町の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であつて、内閣府令で定める基準に該当したとき(救助法施行令第1条第1項第3号後段第4号)

3 救助法の適用手続

(1) 町の被害状況報告【県、町】

○町長は、町内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、県知事に対して報告する。

(2) 県の被害状況報告及び救助法の適用【県】

○県知事は、町長からの報告により、救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、県各部局及び町長に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。なお、救助法を適用したときは、速やかに告示するとともに、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

4 救助法による救助

○町は、地域防災計画に基づき速やかに救助を実施する。

(1) 救助の実施機関【国、県、町】

○救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。

○ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととする。この場合、県は、事務の内容及び期間を町長に通知する。

○なお、町長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を県知事に報告することとする。

(2) 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等【県、町】

○救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償等については、資料編「災害救助法による救助の内容」のとおりである。

5 郵便事業に係る特別取扱い【郵便事業株式会社】

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

○災害救助法が適用された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

○被災者が差し出す郵便物(速達郵便及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱いは郵便事業株式会社が指定した支店及び郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

○郵便事業株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての支店及び郵便局(簡易郵便局を含む。)とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

○重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

○災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局において、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を構じる。

第7節 応急復旧・事後処理

第1 建築物の応急復旧

町は、地震の発生により破損したり、耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定(以下「応急危険度判定」という。)を行い、被災建築物による二次災害を防止していく。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては応急仮設住宅を提供し、又は災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していく。

【留意点】

- 想定される地震の種類と対策の対応
- 要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設

- 1 応急危険度判定
- 2 住宅の応急修理
- 3 応急仮設住宅の提供
- 4 建築物の応急復旧への支援

1 応急危険度判定

(1) 判定士等の派遣【県、町】

○町は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士(以下「判定士等」という。)の派遣を県に要請するとともに、町内の判定士等に活動を依頼する。

○県は町の要請を受け、必要と判断した場合は直ちに判定士等の派遣を行うとともに、関係団体と判定士等の派遣について協議する。

(2) 応急危険度判定活動【町】

① 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として1人の判定士等は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士等の指揮、監督を行う。

イ 県は、判定士等の派遣計画や判定の後方支援を行う。

③ 判定作業概要

ア 判定作業は、町の指示にしたがい実施する。

イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」((一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。

ウ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。

- エ 判定は、原則として「目視」により行う。
- オ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- カ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- キ 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(3) 被災宅地危険度判定活動【県、町】

①判定の基本的事項

- ア 被災宅地危険度判定は、町長が行う。
- イ 県は、町の要請により、町の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- ウ 判定結果の責任については、町長が負う。

②判定の関係機関

- ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- イ 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

③判定作業の概要

- ア 判定作業は、町長の指示にしたがい実施する。
- イ 危険度の判定は、「被災宅地調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）」により行う。
- ウ 判定調査票を用い、項目にしたがって調査の上判定を行う。
- エ 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- オ 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

2 住宅の応急修理【町】

(1) 修理対象世帯

- 応急修理は、町が、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行う。

(2) 修理の範囲

- 応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

(3) 修理時期

- 応急修理は、災害発生の日から3か月以内に完了する。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了する。

(4) 資材調達

- 町において資材が不足した場合は、県（土木部）に要請し、調達の協力を求める。

3 応急仮設住宅の提供【国、県、町】

(1) 基本事項

- 公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。
- また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

(2) 応急仮設住宅

○応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。建設型応急住宅の着工は災害発生の日から20日以内とし、賃貸型応急住宅は災害発生後速やかに提供し、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

(3) 賃貸型応急住宅

○県は借り上げる民間賃貸住宅の仕様基準や標準契約書、協定締結団体から提供された借り上げ可能な民間賃貸住宅の情報等を町へ提供する。町は必要な民間賃貸住宅の借り上げを行う。

(4) 建設型応急住宅

①設置計画の作成等

○町は被災状況等をもとに必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。県は町からの報告をもとに全体計画を作成する。

②設置場所の提供等

ア 設置場所の提供

○国及び県は応急仮設住宅の設置計画に応じて、国・県公有地を提供する。

イ 設置場所

○設置予定場所は、国、県又は町公有地とするが、私有地の場合は町と所有者との間に賃貸契約を締結する。なお、その場所の選定にあたっては災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

③建設資材の調達

○応急仮設住宅の建設は、協定締結団体の協力を得て建設する。

④入居者の選定等

○県が、町の協力を得て被災者の状況を調査の上、必要戸数を決定する。

○また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努める。

⑤応急仮設住宅の管理

○建設型応急住宅の管理は、町の協力を求めて県が行う。ただし、状況に応じ町に委任することができる。

4 建築物の応急復旧への支援

(1) 災害復旧用材（国有林材）の供給【国、県、町】

○農林水産省（林野庁）は被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため国有林材の供給を行うこととしている。なお、関東森林管理局への災害復旧用材供給の要請は県が行う。町は、県に対して災害復旧用材供給要請を願い出る。

第2 公共施設の応急対策

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動、また、応急対策活動において重要な役割を果たす。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

【留意点】

- 被害情報の収集・伝達体制の整備
- 地域間及び事業者間の協力体制の整備

- | |
|-----------------|
| 1 道路の応急復旧 |
| 2 その他の土木施設の応急復旧 |

1 道路の応急復旧

(1) 応急処置【国、県、町】

機関名	応急措置
県土木部、町	被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、所管工事事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また県は、町及び町民等からの道路情報の収集に努める。 情報収集により、道路、橋りょうに関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
関東地方整備局	被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策【国、県、町】

機関名	応急復旧措置
県土木部、町	被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業及び啓開作業を行う。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等をもとに、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

2 その他の土木施設の応急復旧

(1) 河川施設の応急復旧【河川施設管理者】

- 地震により河川施設が、破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講じる。

【河川施設の応急復旧】

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機場等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(2) 農地・農業用施設の応急復旧【町、土地改良区、農業従事者】

○地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

①点検

○農地、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については町において通行の危険等の確認、点検を行う。

②用水の確保

○用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

③排水の確保

○排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

④農道の交通確保

○町は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第3 ライフライン施設の復旧計画

上下水道、電力及び電話等のライフライン施設は、町民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け、その復旧に長期間要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じるとともに、応急体制を整備する。また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、必要に応じて調整会議を開催する等迅速かつ円滑な対応を図る。

【留意点】

- 被害状況の把握
- 事業者間の協力体制の整備

- | |
|--------------|
| 1 上水道施設の応急復旧 |
| 2 下水道施設の応急復旧 |
| 3 電力施設の応急復旧 |
| 4 電話施設の応急復旧 |

1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧の実施【町（水道事業所）】

①作業体制の確保

○町（水道事業所）は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該水道事業者等のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

○町（水道事業所）は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行う。

- ・施設復旧の完了の目標を明らかにすること
- ・施設復旧の手順及び方法を明らかにすること。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにすること
- ・施設復旧にあたる班編成(人員・資機材)の方針を明らかにすること。その際、被災して集合できない職員があることを想定し、災害対応経験者をリスト化するなど即応体制を整備すること
- ・被災状況の調査、把握方法を明らかにすること
- ・応急復旧の資機材の調達方法を明らかにすること
- ・応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにすること

ア 配管設備破損の場合

○配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網から給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。

イ 水源施設破壊の場合

○取水施設が破壊され復旧困難な場合は、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。

ウ 水道水の衛生保持

○上水道施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時停止するよう町民に周知する。

③応急復旧資機材の確保

○町（水道事業所）は、削岩機、堀削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

○県は、町からの要請があった場合は、他の関係機関に対し、協力を要請するなど資機材の確保に努める。

④町民への広報

○町（水道事業所）は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。

⑤災害対策マニュアルの作成

○町（水道事業所）は、被災施設の被害の最小化と迅速な復旧を図るため、「災害対策マニュアル」を整備し、災害対応体制や関係機関との連絡方法、応急復旧の具体的方針を定める。

○また、発災直後の巡視や応急工事实施を円滑に行うため、あらかじめ建設業者等と協定を締結し体制を確保する。

ア 作業体制の確保

○災害時は直ちに災害対策本部を設置するとともに、受水団体や関係機関との連携により、速やかな応急復旧を図るための体制を確保する。

イ 災害復旧資機材の備蓄

○応急復旧用の資材は水道用水供給事業者の備蓄品を利用するが、不足がある場合はメーカーや各工事会社等の貯蔵品で対応する。

⑥車両、その他機材

○緊急工事の協定業者から動員する。

2 下水道施設（農業集落排水施設含む）の応急復旧【県、町】

（１）下水道停止時の代替措置

①緊急汲取りの実施

○町は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

②仮設トイレの設置

○町は、指定緊急避難場所、指定避難所等に仮設トイレを設置する。

なお、衛生的で誰もが快適に使用できる仕様のトイレの設置に努める。

（２）応急復旧の実施

①作業体制の確保

○県及び町は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、町は、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

②応急復旧作業の実施

○県及び町は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

○管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

○停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

○終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素消毒液に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高度処理機能の回復に努める。

③町民への広報

○県及び町は、被害状況、応急復旧の見通し等について、町民への広報を実施する。

3 電力施設の応急復旧【東京電力パワーグリッド株式会社】

（１）応急復旧の実施

①通報、連絡

○通報、連絡は、通信連絡施設及び加入電話等を利用して行う。

②災害時における情報の収集、連絡

ア 情報の収集、報告

○災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関等の本（支）部長は、次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

1) 一般情報

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

○一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(エ) その他災害に関する情報（交通状況等）

2) 当社被害情報及び東京電力グループの被害情報

(ア) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(イ) 停電による主な影響状況

(ウ) 復旧機材、応援隊、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被害状況

(オ) その他災害に関する情報

イ 情報の集約

○上級本(支)部は、下級本(支)部からの被害情報等の報告及び独自に地方公共団体から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

ウ 通話制限

1) 災害時の保安通信を確保するため、本(支)部は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。

2) 非常体制の発令前であっても、保安通信を確保する上で必要と認めたときは、総支社及び第一線機関にあたっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

③災害時における広報

ア 広報活動

○災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

○また、災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や通電による火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

1) 無断昇柱、無断工事はしないこと

2) 電柱の倒壊・折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること

3) 断線、垂下している電線には絶対に触らないこと

4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと

5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。

6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。

7) 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること

8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること

9) その他事故防止のため留意すべき事項

イ 広報の方法

○広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

④対策要員の確保

ア 対策要員の確保

- 1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。
- 2) 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本(支)部に出動する。
なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
ただし、事業所または通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。
- 3) 交通途絶等により所属する本(支)部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本(支)部に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

イ 対策要員の広域運営

○他電力会社、株式会社JERA、電源開発株式会社及び広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、又は発生したときは応援の要請を行う。

⑤災害時における復旧資材の確保

ア 調達

○本(支)部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達が必要となる資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- 1) 現地調達
- 2) 本(支)部相互の流用
- 3) 他電力会社等からの融通

イ 輸送

○災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

ウ 復旧資材置場等の確保

○災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

⑥災害時における危険予防措置

○電力需要の実態に鑑み、災害時において原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本(支)部は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

⑦災害時における基本方針

ア 応急工事の基本方針

○災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

イ 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

1) 送電設備

○ヘリコプター、車両等の機動力及び予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

2) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

3) 配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

4) 通信設備

○可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用による通信を確保する。

⑧復旧計画

ア 本(支)部は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本(支)部に速やかに報告する。

- 1) 復旧応援要員の必要の有無
- 2) 復旧要員の配置状況
- 3) 復旧資材の調達
- 4) 電力系統の復旧方法
- 5) 復旧作業の日程
- 6) 仮復旧の完了見込
- 7) 宿泊施設、食料等の手配
- 8) その他必要な対策

イ 上級本(支)部は、前項の報告に基づき下級本(支)部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

⑨復旧順位

○復旧計画の策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設備名	復 旧 順 位
送電設備	ア 全回線送電不能の主要線路 イ 全回線送電不能のその他の線路 ウ 一部回線送電不能の重要線路 エ 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 イ 重要施設に配電する配電用変電所(この場合において「重要施設」とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	ア 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 イ その他の回線

設備名	復 旧 順 位
通信設備	ア 給電指令回線（制御・監視及び保護回線） イ 災害復旧に使用する保安回線 ウ その他保安回線

4 電話施設の応急復旧

（１）東日本電信電話株式会社

①電話停止時の応急措置

ア 通信のそ通に対する応急措置

○災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

イ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

○町が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

ウ 通信の利用制限

○通信が著しく輻そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

エ 災害用伝言サービスの運用

○大規模災害時における電話の輻そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル「171番」を提供する。

オ 応急復旧の実施

○重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

【電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等】

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別に定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

②復旧を優先する電気通信サービス

ア 電話サービス（固定系・移動系）

イ 総合デジタル通信サービス

ウ 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）

エ パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）

オ 衛星電話サービス

③大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

優先順位	応急復旧の目標	
第一段階	①に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、②に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、町民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続きできるだけ迅速に行う。長くても10日以内※目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努める。

（2）株式会社NTTドコモ

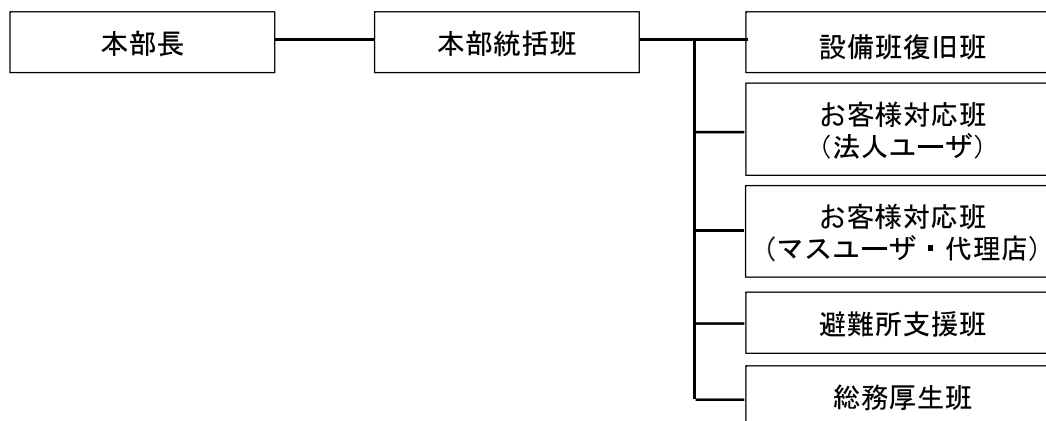
①NTTドコモ茨城支店災害対策本部の設置

震災等による災害が発生した場合は、災害対策本部を設置し、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

②NTTドコモ茨城支店災害対策本部の各班の役割

震災等による災害が発生した場合、災害対策本部各班は、下記役割に基づいて行動する。

株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部組織図



【株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部 各班の役割】

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班（法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班（マスユーザ・代理店）	ドコモショップの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社員等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務

第4 災害廃棄物の処理・防疫・障害物除去

災害廃棄物の発生や倒壊物・落下物等による障害物の発生、並びに感染症等の発生は、町民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の混雑や混乱等を十分考慮した上で、災害廃棄物の処理、防疫等の活動を迅速に行い、町民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていく。

【留意点】

- 町災害廃棄物処理計画の整備
- 広域処理体制の整備
- 防疫措置体制の整備
- 被災住宅、避難所及び仮設住宅における衛生確保
- 食品の安全確保

- | |
|--------------|
| 1 災害廃棄物の処理対策 |
| 2 防疫対策 |
| 3 障害物の除去 |

1 災害廃棄物の処理対策【町】

(1) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の処理

- 町は、被災状況を的確に把握した上で、町災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び町民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。
- 加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、町社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進める。
- 町が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等による生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。
- 災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

②広域処理

- 町は、災害廃棄物処理事業に支障が生じた場合には、県、町、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求める。

③作業体制の確保

- 町は、災害廃棄物の処理の主体として、組織体制及び指揮系統を定めるとともに、業務委託等による作業員の確保について検討する。また、災害時に備え、県や近隣市町、災害廃棄物処理業者、土木・運送業者等と連携体制を構築する。

④処理対策

ア 状況把握

○町は、職員による巡視、町民の電話等による要請等により迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 町民への広報

○町は、速やかに災害廃棄物の分別方法や収集方法、仮置場の利用方法等について町民に広報する。

ウ 処理の実施

○町は、人材、資機材、廃棄物処理施設等を最大限に活用し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理する。また、必要に応じて、近隣市町等と広域的な相互協力体制による処理を行う。

⑤仮置場の設置、分別の徹底、収集運搬

○町は、速やかに仮置場を設置し災害廃棄物を適正に管理するとともに、災害廃棄物を可能な限り再生利用するため分別を徹底する。また、収集運搬車両を確保し、災害廃棄物の収集運搬を効率的に行う。

⑥連携体制の確保

○県及び町は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e - N e t）へ人材・資機材の支援を要請し、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進める。

⑦災害廃棄物処理計画

○町は、災害廃棄物処理計画を見直す。

（２）し尿処理【町】

①災害時におけるし尿処理

○災害時におけるし尿処理は、生活環境の保全上、平常時と同様の収集運搬や処理を維持することが求められるとともに、避難所の設置や下水道施設の機能の停止等により、仮設トイレを設置した場合には、当該仮設トイレのし尿処理が必要となる。

○一方、し尿処理施設の機能停止その他災害に起因する理由により、平常時におけるし尿の汲み取りや浄化槽の清掃、収集運搬及び処理に支障が生じる可能性がある。

○このため、町は、被災状況を的確に把握した上で、町災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保及び町民への周知広報等を迅速に行うとともに、関係部局と連携し、速やかに、仮設トイレに係るし尿の収集運搬計画の策定や、し尿処理施設の機能停止等の解消を図る。

○また、被害家屋等における汲み取り便槽や浄化槽の管理方法、携帯用トイレの処理方法など、生活環境保全上必要な情報について、町民への周知を行う。

②広域処理

○町は、災害時におけるし尿等の処理事業に支障が生じた場合には、県、町、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求める。

③処理対策

ア 状況把握

○町は、職員による巡視、町民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

イ 町民への指導

○水洗トイレを使用している世帯に対しては、使用水の断水に対処するため、水の汲み置き、生活水の確保等を指導する。

ウ 処理の実施

○町は、必要に応じて避難所、又は地区ごとに仮設トイレを設置する。また、必要があれば、県、近隣市町、民間のし尿処理関連業者等に応援を要請する。

④ し尿処理の広域応援態勢

○町は、一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

2 防疫対策

(1) 防疫組織の設置【町】

○町は、それぞれ防疫関係の組織をつくるとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告【県、町、医療関連機関】

○町は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡を取り、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

○また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

○なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステムを活用し、定期的な状況の把握に努める。

(3) 防疫計画及び対応策【町】

○町は、地理的環境的諸条件や被害の状況などを勘案し災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立しておく。

○災害発生後においては、防疫計画に基づき、当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

(4) 消毒薬品・器具機材等の調達【県、町、薬業団体】

○町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、県及び近隣市町、薬業団体などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施【町】

○町は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく県の指示によるほか、必要な防疫措置等を行う。

(6) 予防教育及び広報活動の実施【町】

○町は、平常時から、災害時の感染症や食中毒予防等に関する教育を行う。また、災害発生地域や避難所において同様の教育を行うとともにパンフレット、広報車及び報道機関等を活用して広報活動を実施する。

(7) 記録の整備及び状況等の報告【県(保健所)、町、西南広域消防本部、下妻警察署】

○町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

○保健所長は町からの報告を取りまとめ、厚生労働省に報告する。なお、報告する内容は次のとおりである。

- ①被害状況
- ②防疫活動状況
- ③防疫活動に必要な物品及び経費
- ④防疫活動の終息と事務処理の結果等

(8) 医療ボランティア【町、薬剤師会等】

○町は必要に応じて薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を依頼し、消毒の指導等について協力をあおぐ。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去【県、町】

○町は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去する。

○また、町のみで処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(2) 道路関係障害物の除去【町、道路管理者】

○道路管理者は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行う。

第5 行方不明者の搜索及び遺体の処理

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い、かつ死体の埋葬を実施する。

【留意点】

- 医師会、歯科医師会等との協力体制
- 周辺自治体との協力
- 衛生状態への配慮
- 死者の人格への尊重

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 行方不明者等の搜索2 遺体の処理3 遺体の収容（安置）、一時保存4 遺体の火葬 |
|--|

1 行方不明者等の搜索【県、町、西南広域消防本部、自主防災組織等】

- 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を、消防機関、消防団、自主防災組織を始めとする地元のボランティア等と協力して搜索する。
- 町だけでは十分な対応ができない場合、県及び周辺市町、自衛隊等に対し応援の要請を行い、これらの機関の応援を得て実施する。応援要請の手続は、第2編 地震災害対策計画編 第3章 地震災害応急対策計画 第3節 応援・受援 第2「自衛隊派遣要請の実施及び受援体制の確保」を準用する。
- 発見した遺体については、国家公安委員会規則に基づき、県警察が検視等所用の措置を講じる。

2 遺体の処理【県、町】

- 遺体の処理は町が実施する。ただし、救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市町村が行う。
- 遺体が多数にのぼる等、町で対応が困難な場合には、県は町からの要請に基づき、周辺市町に応援を要請する。
- 県内での対応が困難な場合は、県は近県に応援の要請を行う。
- また、県が行う遺体の処理は、日本赤十字社茨城県支部と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。
- 上記での対応が困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 遺体の収容（安置）、一時保存【県、町】

- 検視、検案を終えた遺体は、町の設置する遺体収容所に収容する。

(1) 遺体の収容(安置)、一時保存

①遺体収容所(安置所)の設置

- 町は被害地域周辺の適切な場所(寺院、公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。
- 被害が集中した場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町は、設置、運営に協力する。

②棺の確保

- 町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。
- 県は必要に応じ、全国霊柩自動車協会との災害時応援協定に基づき、搬送車両、棺、ドライアイス、遺体収納袋等を確保するとともに、製氷業者等との協力体制の確保に努める。

③身元不明遺体の集中安置

- 町は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

④身元確認

- 町は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

4 遺体の火葬【県、町】

- 遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、町が実施する。ただし、救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。
- 県は火葬場の状況等情報を収集し、町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、周辺市町に対して遺体の火葬受入れを要請する。県内の火葬能力を超える場合は、近隣県に応援の要請を行うものとする。
- 身元の判明しない遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。